

令和4年第2回定例会

東吾妻町議会議録

令和4年 6月6日 開会

令和4年 6月15日 閉会

東吾妻町議会

令和四年第二回〔六月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和4年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○選挙第1号	7
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○諮問第1号の上程、説明、採決	11
○同意第1号の上程、説明、採決	12
○同意第2号の上程、説明、採決	13
○報告第1号の上程、説明、質疑	14
○報告第2号の上程、説明、質疑	15
○報告第3号の上程、説明、質疑	16
○議案第5号の上程、説明、議案調査	16
○議案第6号の上程、説明、議案調査	17
○議案第7号の上程、説明、議案調査	19
○議案第8号の上程、説明、議案調査	19
○議案第9号の上程、説明、議案調査	20

○議案第10号の上程、説明、議案調査	21
○議案第11号の上程、説明、議案調査	23
○議案第1号の上程、説明、議案調査	24
○議案第2号の上程、説明、議案調査	37
○議案第3号の上程、説明、議案調査	38
○議案第4号の上程、説明、議案調査	39
○議案第12号の上程、説明、議案調査	39
○議案第13号の上程、説明、議案調査	40
○陳情書の処理について	41
○散会の宣告	42

第 2 号 (6月14日)

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	44
○出席議員	44
○欠席議員	44
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
○職務のため出席した者	44
○開議の宣告	45
○議事日程の報告	45
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	45
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	47
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	49
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	51

○議案第 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第 1 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第 1 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○陳情書の委員会審査報告	54
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	57
○上信自動車道建設対策調査特別委員会委員の選任について	60
○上信自動車道建設対策調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	61
○委員会報告について	62
○閉会中の継続審査（調査）事件について	65
○町政一般質問	66
根 津 光 儀 君	66
青 柳 はるみ 君	76
井 上 日出来 君	84
竹 渕 博 行 君	95
高 橋 弘 君	101
○延会について	108
○延会の宣告	109

第 3 号 （6月15日）

○議事日程	111
○本日の会議に付した事件	111
○出席議員	111
○欠席議員	111
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	111
○職務のため出席した者	112
○開議の宣告	113
○議事日程の報告	113
○町政一般質問	113
里 見 武 男 君	113
重 野 能 之 君	120

高橋徳樹君	125
○町長挨拶	136
○議長挨拶	136
○閉会の宣告	137
○署名議員	139

令和 4 年 6 月 6 日 (月曜日)

(第 1 号)

令和4年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第1号)

令和4年6月6日(月)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 選挙第 1号 東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 同意第 1号 東吾妻町監査委員の選任について
- 第 9 同意第 2号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第10 報告第 1号 令和3年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 報告第 2号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第12 報告第 3号 令和3年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第13 議案第 5号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 6号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 7号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 8号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 9号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第10号 岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例について

- 第19 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第3号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第4号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第25 議案第13号 物品購入契約の締結について
- 第26 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 淵 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山野 邦明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君

建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	武井幸二君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局長 議係	西巻雅子
議会事務局 主任	田中康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、収束には至っておりませんが、大分減少傾向にあるようでございます。町では3回目のワクチン接種が先日6月4日に終わり、今後は、60歳以上の方や基礎疾患のある方に対しての4回目の接種が8月末から予定をされております。

議員各位におかれましては、今期定例会でも、当町に必要な多くの政策提言を期待をいたします。

さて、本日ここに令和4年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分の承認をはじめ、人事案件、報告、条例、令和4年度補正予算、その他多くの重要案件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、今定例会におきましても新型コロナ感染症の拡大防止のため、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) おはようございます。

令和4年第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

4月の町長選挙におきましては、町民皆様より無投票当選というご信任をいただき、感激をしております。この感激を胸に、4年間議会の皆様と共に東吾妻町の将来に向けてしっかり取り組んでまいります。

コロナウイルス感染症につきましては、県内の新規感染者数も減少傾向にあり、県のガイドライン警戒レベルも5月28日より1となったところであります。当町においては、6月4日に3回目のワクチン接種が終了したところでございます。

さて、本定例会では、税条例の一部改正など専決処分の承認2件、人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件3件、令和3年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告関係3件、東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてなど条例関係7件、令和4年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係4件、工事請負契約の締結についてなどその他2件、合計21件を提案させていただき予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決をいただきますようお願いをいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長(須崎幸一君) ただいまより令和4年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時04分)

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、渡一美議員、13番、樹下啓示議員、14番、青柳はるみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は10日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、明日6月7日の正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動、または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長より東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧が提出されましたので、併せて配付してありますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎選挙第1号

○議長（須崎幸一君） 日程第4、選挙第1号 東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員については、お手元に配付のとおり佐藤弘さん、剣持伊佐男さん、町田博史さん、黒岩進さんの4名を指名し、補充員については、第1順位、片貝徳行さん、第2順位、浅見美彦さん、第3順位、荒木博之さん、第4順位、高橋春彦さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員には、ただいま指名いたしました佐藤弘さん、剣持伊佐男さん、町田博史さん、黒岩進さん、以上の皆さんが当選されました。

また、補充員には、第1順位、片貝徳行さん、第2順位、浅見美彦さん、第3順位、荒木博之さん、第4順位高橋春彦さん、以上の皆さんが当選されました。

以上で東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、令和4年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、令和4年4月1日施行となりました。この改正を受け、東吾妻町税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしました。

なお、施行日を法律に合わせるため、令和4年3月31日公布、令和4年4月1日施行といたしました。

この承認をいただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことに伴う一部改正です。

改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

最初に、第34条の7、寄附金税額控除です。旧民法の規定により設立された社団法人または財団法人について、新たな公益法人制度の施行日から存続する期間が終了したことに伴います改正です。アンダーライン部分が削除となりました。

続いて、第48条、法人の町民税の申告納付ですが、第9項及び第15項については、地方税法第321条の8の改正による条文中の項ずれを反映したものでございます。

続いて、第73条の2、固定資産税台帳の閲覧手数料及び第73条の3、固定資産税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料については、地方税法第382条の2及び第382条の3の改正に伴い、括弧内のただし書の規定による措置を講じたものを閲覧及び交付に供することができるとする法律の改正があったため行ったものでございます。

続いて、附則の改正となります。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合です。地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）となります。

第3項から第24項まで、地方税法附則の項ずれを反映した整備です。

また、第25項は、地方税法附則第15条第44項、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例の新設に伴うものです。割合は4分の3になります。

続いて、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、地方税法附則第15条の9、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額及び地方税法附則第15条の9の2、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の改正に伴う規定の整備となります。省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等になります。

最後に、附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例です。地方税法附則第18条、土地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備となります。令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%に改定するものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第6、承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長(中澤恒喜君) 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認と同じ理由でございますが、地方税法の一部改正に合わせ、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正いたしました。

なお、施行日を法律に合わせるため、令和4年3月31日公布、令和4年4月1日施行といたしました。この承認をいただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長(谷 直樹君) 今回の改正は、税条例と同様に、地方税法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴う一部改正です。

改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条課税額及び第23条国民健康保険税の減額について、地方税法施行令第56条の88の2、国民健康保険税の基礎課税額等の限度の改正による規定の整備となります。

基礎課税額を65万円、後期高齢者支援金等課税額を20万円に課税限度額を引き上げるものです。

また、附則第2項については、規定の適正化を図るための整備となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では5名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、令和4年9月30日をもって1名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より後任候補者の推薦依頼がありました。

人権擁護委員候補者は、地域住民の中から人格、識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、今回、郷原在住の現人権擁護委員である桑原三七次さんに再任を打診したところ、候補者としての内諾を得られました。

桑原さんは、令和元年10月1日、人権擁護委員に就任し、現在1期目として活躍をされており、年齢は再任候補者として可能な75歳未満であります。町としては、人権擁護委員候補者の基準条件を満たし、適任者と考えておりますので、推薦に当たり議会のご意見を賜りたく諮問申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第8、同意第1号 東吾妻町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員は、町長が議会の議決を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の運営管理等に優れた識見を有する者及び議員のうちからそれぞれ1名選任することとなっており、任期は4年と規定されております。

このたび、識見委員の角田隆紀さんが6月30日をもって任期満了となります。その後任として、三島在住の石村文明さんをお願いをしたいと考えております。

石村さんは、昭和56年3月早稲田大学を卒業し、翌年4月に群馬県に入職し、県土整備部参事、監理課長を最後に、平成30年3月、36年間勤務いたしました群馬県を退職されました。

人格、識見とも適任と考えておりますので、ご同意をいただければ所定の手続きを取りまして、7月1日付で選任する予定でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、同意第2号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が任命するものでございます。任期は4年であります。

現在、教育委員としてお世話になっております富澤渉さんは、6月20日をもって任期満了となりますが、引き続き教育委員として任命したいと考えております。

富澤さんは、平成30年6月21日に教育委員に就任し、現在、教育長職務代理者を務めておりまして、知識と経験を備えていることから適任者と考えておりますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。ご同意いただければ6月21日付で任命する予定でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第10、報告第1号 令和3年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 令和3年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書につ

いての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、令和3年度中の補正予算においてご議決をいただきました繰越明許費補正の計算書、合計16事業でございます。一覧のとおり繰越事業費の繰越額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第11、報告第2号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、3月議会においてご議決いただきました繰越明許費補正の計算書でございます。一覧表のとおり2事業ございまして、繰越事業費の繰越額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第12、報告第3号 令和3年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 報告第3号 令和3年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書についての説明を申し上げます。

この事故繰越し計算書につきましては、令和3年3月議会第1回定例会におきまして繰越明許費をご議決いただき、第2回定例会におきまして繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただいた事業でございます。

本件は、群馬原町駅南側地区まちづくり計画に係る策定業務契約を令和3年1月21日に東洋大学と契約締結し、事業を進めてまいりましたが、事業実施中に新型コロナウイルスの感染拡大によるまん延防止等重点措置が適用され、予定をしておりました住民意向の開催が延期になったことによりまして、令和4年3月末までには事業の完成ができなくなりました。

このため、完成期日を延期する必要が生じ、事故繰越事業として報告するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第5号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給適用となる期間を変更するに当たり、支給適用期限となる日の設定を規則で定めることにするためのものがございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） お世話になります。

新旧対照表をご覧ください。

東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑われる被保険者に係る傷病手当金につきまして、「令和4年3月31日」までを支援の適用期間と規定していましたが、傷病手当金の支給適用となる期間を「規則で定める日」までに変更するものがございます。

国による財政支援の方針が1年以上にわたり繰り返し延長されている状況にあることから、附則に支給適用期限の日の設定を委ねることで、今後の対応において機動的で効率的な事務が進められると考え、改正を提案するものがございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第6号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税において、低所得世帯の軽減措置の部分において、子育て世帯の負担軽減のため、未就学児の均等割額の修正と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免に関する期限を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布により、国民健康保険税の一部改正を3月議会にてご議決いただいた部分につきまして、厚生労働省から算出方法が示され、修正するもの及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援が継続されることになり、令和4年度においても減免できるように期間を延長するものです。新旧対照表をご覧ください。

第23条、国民健康保険税の減額について、低所得世帯に対する軽減措置の部分において、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割の算出方法について国から示され、修正するものです。軽減後の保険税額の10分5が改正後の未就学児1人の額となります。

続きまして、附則第14項、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免です。減免の対象となる年度及び納期限を改正するものです。

いずれも、施行日は公布の日から施行とし、令和4年4月1日からの適用となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第7号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域再生法の改正に伴う町条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話さまです。

今回の改正は、町条例が関係しています地域再生法第17条の6、地方公共団体等を定める省令が一部改正され、令和4年4月1日に施行されたことに伴う一部改正になります。

新旧対照表をご覧ください。

第2条、固定資産税の不均一課税について、適用期限の延長及び整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限の延長や租税特別措置法等の改正に伴う項ずれ、法人税法改正に伴う改正となります。

施行日は、公布の日から施行となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第8号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、租税特別措置法の改正に伴う町条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） 今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において、引用する租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の規定において、項ずれ等の改正が行われたため、町条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第1条、趣旨では、租税特別措置法施行令の改正に伴う項ずれ、第2条、固定資産税の課税免除においては、租税特別措置法の改正に伴う項ずれに伴う改正になります。

施行日は、公布の日から施行となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第9号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、放課後児童クラブの開設時間と保育所、こども園の標準保育時間をそろえるため、放課後児童クラブの開設時間を変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願いいたします。

詳細についてご説明を申し上げさせていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、放課後児童クラブの開設時間を保育所及びこども園の標準保育時間にそろえるために改正をお願いするものでございます。

今回の改正により、子供をお預かりする時間を3施設でそろえることで、保護者の皆様の送迎に伴う時間的な負担軽減を図りたいと考えております。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

第9条第1号において、現在、平日午後「6時」までの開設時間を午後「6時30分」までに延長し、第2号では、土曜日午前「8時」からを午前「7時30分」からに早め、第3号では、長期休業日午前「8時」から午後「6時」までの開設時間を午前「7時30分」から午後「6時30分」までといたします。各号で示されている区分それぞれにおいて、開設時間を延長することとなります。

また、改め文の附則にございますとおり、この条例は令和4年7月1日からの施行を予定いたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第10号 岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例について、提案理由の説明を申し上げます。

岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例は、令和元年に岩櫃城跡が国指定史跡となり、保存活用計画の策定が必要となったため、岩櫃城跡保存活用計画を策定する委員会を発足するため、条例を整備するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） お世話になります。

それでは、岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例について説明を申し上げます。

岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例は、令和元年に岩櫃城跡が国指定史跡となりました。そのため、今後の活用に備えまして、岩櫃城跡保存活用計画を策定することとなります。その計画を策定するための委員会を発足するための条例整備になります。よろしくお願いいたします。

条例のほうをお願いします。

第1条につきましては、国指定史跡岩櫃城跡の将来にわたる適切な保存及び活用に当たり、計画書の策定のための委員会を設置するというふうな内容でございます。

第2条は、所掌事務として、委員会で協議する内容です。

第3条は、組織として、委員会の委員について学識経験を有する者、保存活用計画策定において見識のある方を町長が委嘱するというふうなものでございます。

第4条は、委員会としての人員の構成についてでございます。

第5条は、委員長、副委員長の選出について、それから、会議の招集については、委員長が必要に応じて行うというふうなことにしました。

第6条は、任期についてです。委員の任期は、保存活用計画が策定されるまでの期間としました。

第7条は、オブザーバーです。オブザーバーとして岩櫃城跡の保存、調査、活用、整備について必要な者を会議に出席させることができるというふうなものです。

第8条は、秘密保持について、第9条は庶務についてですが、庶務については社会教育課が行います。

第10条は、報酬、費用弁償についての規定です。この後、また提案をさせていただきます。

第11条は、その他、委員会の運営について必要な事項については、教育委員会が別に定めるといふふうなことになります。

最後に、附則ですが、条例の施行は公布の日からとします。

説明は以上です。ご審議をいただき、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案する東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例の新規制定に伴う委員の報酬について、条例を整備するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

先ほど議案第10号で提案させていただきました岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例に伴う委員の報酬について、条例を整備するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

別表の「岩櫃城跡保存整備委員会専門委員」の次に、「岩櫃城跡保存活用計画策定委員会委員」を追加します。報酬額は1万円です。

なお、岩櫃城跡保存整備委員会専門委員につきましては、岩櫃城跡保存活用計画策定委員会が発足した後、例規整備をしていく予定で、なくしていく予定でございしますが、よろしくお願ひします。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに2億9,328万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億7,028万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正のほかに、コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減のための経済対策、ま

た、新型コロナウイルスの4回目のワクチン接種に係る事業費などが主な内容でございます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

初めに、第1条ですが、今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2億9,328万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億7,028万6,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正、第3条は、地方債の補正でございます。

それでは、5ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございますが、こちらは本年度の当初予算でご議決をいただきました小中学校印刷機リース料の債務負担行為額2,300万円を2,400万円に増額変更するお願いでございます。

第3表地方債補正につきましては、道路整備事業（過疎債）の借入限度額を2億1,940万円から2億2,540万円に増額変更するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

歳入でございます。

11款地方交付税につきましては、普通地方交付税5,864万5,000円の追加でございます。

15款1項1目民生費国庫負担金につきましては、子ども・子育て支援交付金65万2,000円の追加となります。

2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,309万2,000円の追加となります。こちらは、60歳以上の方の4回目のワクチン接種に係る国庫負担金でございます。

2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,487万8,000円の追加でございます。対象事業につきましては、この後、歳出でご説明いたしますが、感染防止対策の事業費をはじめ小規模事業者や観光事業に対する経済対策、また、原油価格、物価の高騰対策といたしまして、町民1人当たり1

万円の商品券支給事業などを計上させていただきました。

続いて、2目民生費国庫補助金につきましては、非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金3,000万円と、同じく事務費補助金を138万4,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金500万円と、同じく事務費補助金を100万5,000円、3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を1,152万円、6目教育費国庫補助金につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金を9万9,000円、それぞれ追加するものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金につきましては、子ども・子育て支援交付金65万2,000円の追加となります。

2項4目農林水産業費県補助金につきましては、経営所得安定対策等推進補助金を1万1,000円、経営所得安定対策等指導推進補助金を2万2,000円、それぞれ追加となります。

21款4項6目雑入につきましては、県道拡幅事業補償費として32万6,000円の追加でございます。

次のページ、22款1項4目土木債につきましては、道路整備事業債（過疎債）を600万円の追加となります。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、歳出について説明をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

1款1項1目議会費でございますが、10万円の減額でございます。内容は人件費の補正となります。当初予算の人件費につきましては、前年の12月現在における人員を基本に編成しておりますので、例年、4月の人事異動などに伴う補正につきましては、今回の6月補正ということで調整しております。

この後、各項目ごとに出てきます人件費補正についても同じ内容となりますので、各課長からの人件費に係る内容説明については、省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

次に、2款1項1目一般管理費1,926万1,000円の追加でございます。説明欄をご覧くださいと思いますが、職員人件費として、会計年度任用職員3人、一般職41人分の人件費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（武井幸二君） お世話になります。

4目会計管理費のところでございます。会計管理費につきましては、時間外勤務手当10万円追加のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次に、5目財産管理費の庁舎管理事業です。消耗品として60万7,000円の追加でございます。コロナ交付金を活用し消毒液の購入を予定しております。

次に、12目簡易郵便局費4,000円の減額でございます。人件費補正となります。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

まちづくり推進課関係の補正予算につきましては、人件費を除いてほか全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業となりますので、ご承知おきいただきたく思います。

まず、17目地域活性化対策事業ですが、3事業合わせて357万円の追加となります。説明欄ですが、地域活性化事業41万1,000円の減額は、会計年度任用職員共済組合負担金額の減額調整でございます。

次に、萩生地区活性化事業、工事請負費162万1,000円は、萩生ビジタートイレ便器の抗菌塗装工事及び手洗い器の自動水栓化を行うための工事費追加でございます。

次に、吾妻溪谷活性化対策事業236万円の追加となります。

4節共済費は、会計年度任用職員社会保険料等の減額調整でございます。

14節工事請負費151万4,000円では、2点の工事を予定しております。

1点目は、旧熊の茶屋から自転車型トロッコの八ッ場駅まで、約200メートル間の水道引込み工事を予定するものでございます。現在、八ッ場駅には水道設備がないため、衛生環境の改善を図ってまいります。

2点目は、吾妻峡周辺地域振興センター内の手洗い器の自動水栓化を行い、感染症対策を図っていくものでございます。

次に、17節備品購入費90万円ですが、吾妻溪谷周遊のための電動アシスト付自転車6台の購入費用となります。レンタサイクルの導入により、吾妻溪谷周辺の周遊性をより高めていくためのものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時15分といたします。

（午前11時04分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（須崎幸一君） 引き続き、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷直樹君） お世話になります。

では、14ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費です。人事異動に伴います人件費189万9,000円の減額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出悟君） 3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、人事異動等に伴う人件費181万円の減額補正でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

15ページ、7項1目ダム対策総務費198万1,000円の減額のお願いでございます。人事異動に伴う人件費の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 8項事業費、1目コンベンションホール管理費、14節の工事請負費350万円の追加のお願いでございます。コンベンションホールの駐車場が不足しているため、近くの用地が借りられるめどがつかまりましたので、そちらの造成の費用をお願いするものでございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて、2目道の駅管理事業に1,200万4,000円の追加でございます。

14節工事請負費257万4,000円では、4点の工事を予定しております。

1点目は、天狗の湯の休憩室等の畳36畳を抗菌仕様のものに交換するものでございます。

2点目は、天狗の湯男女内湯の換気効率を向上させるため、換気扇の交換工事を予定するものでございます。

3点目は、コロナ対策に必要な消毒剤や清掃用具などを収納、除菌するためのプレハブ倉庫を設置するものでございます。

最後、4点目は、屋外トイレ手洗い器の自動水栓化工事でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金に新型コロナウイルス感染症対応指定管理者持続化支援金として943万円の交付を見込むものでございます。具体的には、令和2年4月から令和4年3月までの2年間における純営業損益の3分の2に当たる額を支援金として交付し、事業継続を支援するものでございます。

この理由ですが、この2年間、首都圏及び近接県に緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が出されていた期間は、延べ14か月間に及びました。外出自粛などの影響を受け続け、来訪者が減り続けた結果、事業の継続に支障が出るほどに大きな損失が生じる状況となっております。

具体的な数字ですが、道の駅では2年間で約1,420万円の営業損失が生じている状況です。これは1年間の指定管理料にも相当する額となっております。このような状況下で公共サービスを継続させていくため、協議検討を重ねた結果、今回、新型コロナウイルス指定管理者

持続化支援金交付要綱を新たに制定した上で、支援金の交付について補正予算計上するに至った次第です。ここで支援を行うことにより、公共サービスの継続と町民の健康福祉増進に寄与してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、3目桔梗館管理費に1,016万円の追加でございます。

14節工事請負費699万9,000円は、4点の工事を予定するものでございます。

1点目は、桔梗館の大広間及び中広間の畳120畳を抗菌仕様のものに交換するものでございます。

2点目は、館内のトイレ7器の洋式化を行うものです。

3点目は、従業員のユニフォームや清掃用具等の除菌対策を行うためのプレハブ室の設置を行うものです。

最後、4点目は、脱衣室手洗い器の自動水栓化工事でございます。

次の16ページに移っていただきまして、18節負担金、補助及び交付金に新型コロナウイルス感染症対応指定管理者持続化支援金として316万1,000円の交付を見込むものです。

桔梗館におきましては、この2年間の決算において約900万円のマイナスとなり、国・県等からの助成金、支援金を収入として含めても、約480万円の営業損失が生じている状況です。この3分の2となる316万1,000円を持続化支援金として交付を予定するものでございます。理由、根拠につきましては、道の駅同様となりますので、ここでは再度の説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

3款民生費、1項1目の社会福祉総務費3,421万円の追加のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

社会福祉事業は、人事異動による人件費282万6,000円の追加のお願いでございます。

非課税世帯臨時特別給付金事業3,138万4,000円の追加は、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策によるものでございます。主なものは、システム改修委託料と、給付金対象世帯は令和3年度に受給された給付対象者以外の世帯で、令和4年度に住民税非課税世帯になられた1世帯当たり10万円を300世帯見込んでおります。

4目老人福祉費、地域包括支援センター事業は、人件費8万9,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 6目国民健康保険費ですが、人事異動に伴う人件費39万5,000円の増額補正でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 3款2項1目児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業600万5,000円の追加のお願いは、非課税世帯臨時特別給付金事業と同じ国の緊急対策による低所得の子育て世帯支援によるものでございます。主なものは、システム改修委託料と、18ページをお願いいたします。給付金500万円はひとり親世帯以外の児童1人当たり一律5万円、100名分を見込んでおります。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願いいたします。

引き続き、18ページからお願いいたします。

2目保育所費では、保育所の運営事業で887万4,000円の追加のお願いでございます。人事異動に伴います人件費の追加でございます。

次に、3目学童保育費では、学童保育事業で205万5,000円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、18節の原町児童クラブ運営費補助金9万9,000円の追加は、国の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用して、職員の賃金改善を図るために要する補助金でございます。また、学童保育所ジャンケンポン運営費補助金195万6,000円の追加は、新年度新たに1名の障害児を受け入れたことによる障害児受入強化推進事業に対する補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費38万2,000円の減額でございます。保健総務費は人事異動に伴う人件費50万5,000円の減額、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金12万3,000円の追加につきましては、後ほど特別会計で説明させていただきます。

2目予防費2,485万8,000円の追加のお願いでございます。定期予防接種事業24万6,000円

の追加は、子宮頸がんワクチン定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種を自費で受けた方へ接種費を助成するための費用で、平成9年4月2日から平成17年4月1日に生まれた女性の方が対象となります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業2,461万2,000円は、4回目の追加接種費で、対象者は60歳以上の方と18歳以上から60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となります。主な事業費は、人件費と、20ページをお願いいたします。ワクチン接種委託料、接種会場設営等委託料など追加のお願いでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 2項1目清掃総務費ですが、人事異動に伴い、吾妻環境施設組合との連絡調整業務の体制を整えたことにより人件費24万2,000円の増額補正でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

21ページになります。

3項1目の簡易水道費ですが、27節簡易水道特別会計繰出金204万9,000円の減額をお願いでございます。これにつきましては、簡易水道特別会計補正予算のほうで説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） 6款1項2目の農業総務費171万5,000円の減額をお願いでございます。人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

続きまして、3目農業振興費では1万1,000円の追加のお願いでございます。経営所得安定対策等推進事業費補助金の追加でございます。

次に、2項2目林業基盤整備費では、89万4,000円の追加のお願いでございます。林道北榛名山線分筆登記委託料の追加のお願いでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 7款1項1目商工総務費につきましては、職員人事異

動に伴う人件費の調整でございます。

2目商工振興費に2事業合計で1億5,271万2,000円の追加となります。商工業対策事業では、18節負担金、補助及び交付金に2,000万円の追加でございます。昨年度まで、小規模事業者持続化補助金として執行していた補助制度を見直し、新たに制度化したものになります。町内の中小事業者がSDGs推進を意識しながら、感染症対策や生産性の向上、事業拡充の取組を進めるための経費の一部を補助するものでございます。補助率3分の2、上限を30万円として約70件分の2,000万円を見込むものでございます。

次に、緊急経済対策商品券支給事業につきまして、1億3,271万2,000円の追加でございます。原油価格の高騰、物価上昇など町民生活への影響はいまだ大きく、生活の下支えを目的に今年度も商品券支給事業の実施を計画しております。実施の方法はこれまで同様、町民1人当たり1万円のくらし応援商品券を全町民に支給する計画でございます。商品券は7月下旬から8月上旬の配布を目途としており、使用できる期間は12月31日までを予定しております。

続いて、3目観光費は、8事業合わせて2,683万3,000円の追加でございます。

観光管理費に720万円の追加となります。10節需用費、消耗品費20万円は、各観光施設で使用する消毒用アルコールの購入費用でございます。

18節観光協会補助金700万円は、昨年度も実施いたしました泊まって応援商品券の配布事業を今年度も計画するものでございます。町内宿泊施設の宿泊者に対し、町内限定の商品券を1人当たり1,000円配布する事業です。宿泊者数の増加と観光消費拡大に結びつけるための事業となります。約7,000人分を見込むものでございます。

次の23ページに移りまして、観光宣伝事業に422万円の追加となります。ここでは3点の事業を計画しております。

1点目は、10節印刷製本費100万円ですが、観光PRマスクケースの配布事業を予定するものです。町内の飲食店及び宿泊施設の利用者に対しまして、町の観光情報にアクセスできるQRコードをプリントした使い捨てのマスクケースを無償配布し、感染症対策と併せて観光PRを行っていくものでございます。

2点目は、11節広告料22万円ですが、こちらはテレビメディアを利用した観光情報の発信と作成した映像コンテンツを再活用することで、観光のPRにつなげていくものでございます。

3点目は、12節委託料300万円ですが、こちらはICTを活用した多言語音声ガイドを整

備するための費用となります。町内の観光スポットにQRコードを入れた看板を設置して、スマートフォンで読み取ることでガイド音声聞けるというものでございます。インバウンドへの対応も踏まえ、日本語のほか、英語と中国語に対応させていく考えでおります。

次に、温川キャンプ場管理事業に196万3,000円の追加となります。14節工事請負費171万3,000円は、キャンプ場内のトイレの洋式化及び手洗い器の自動水栓化工事を予定するものでございます。17節備品購入費25万円は、サーマルカメラ式体温測定器の購入費用でございます。

次に、あづま森林公園キャンプ場管理事業に253万1,000円の追加です。14節工事請負費228万1,000円は、キャンプ場内のトイレの洋式化及び手洗い器の自動水栓化工事、17節備品購入費25万円は、サーマルカメラ式体温測定器の購入費用でございます。

続いて、公園等管理事業、14節工事請負費192万7,000円は、吾妻親水公園内のトイレの洋式化工事、それと手洗い器の自動水栓化工事、そのほか、おかのぼり公園トイレの手洗い器の自動水栓化を予定するものでございます。

次に、都市公園管理事業、工事請負費32万1,000円は、街区公園3か所のトイレ手洗い器の自動水栓化工事を予定するものでございます。

次に、溪谷自然公園事業に117万1,000円の追加です。12節溪谷自然公園内施設整備等業務委託料95万7,000円は、溪谷内の3か所の観光トイレの清掃管理及び消毒等の感染症対策、これを一括して業務委託するための委託料となります。14節工事請負費21万4,000円は、旧熊の茶屋トイレ手洗い器の自動水栓化工事を予定するものでございます。

次に、忍びの町ひがしあがつま推進事業、18節観光振興事業補助金に750万円の追加となります。観光協会を事業主体といたしまして、国・県の2つの補助事業を活用し、忍者関連の資源を生かした新たな観光スタイルの展開を図ってまいります。

1つ目は、群馬県のニューツーリズム創出補助事業として500万円。2つ目は、官公庁の地域の稼げる看板商品創出事業に250万円を観光協会へ交付し、事業を進めるものでございます。内容といたしましては、コロナ禍を経ての新しい観光の在り方の一つとして、忍者をテーマとした分散型、体験型の各種イベントの開催、また、町内宿泊事業者などと連携した忍具や兵糧丸づくり、忍者修行体験などを通し、忍者を体感できる商品づくりを進めてまいります。

また、インバウンドも視野に、町内での周遊や町内で完結できる看板商品づくりを進めて地域経済の活性化に結びつけてまいります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 24ページをお願いいたします。

8款1項1目道路橋りょう総務費15万6,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

1項3目道路改良費605万円の追加のお願いでございます。上信自動車道関連事業、町道植栗・十二ヶ原線及び町道新井・横谷・松谷線の土地購入費補償金の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

2項都市計画費、2目下水道費ですが、27節の繰出金、下水道事業特別会計繰出金75万3,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のほうで説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 25ページをお願いいたします。

3項1目公営住宅管理費32万6,000円の追加のお願いでございます。県道下沢渡・原町線道路改良事業に伴う八幡原団地ケーブルテレビの線の張り替え工事費の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次に、9款1項3目防災費でございます。520万円の追加でございます。コロナ交付金を活用いたしまして、備品購入費として避難所用の蓄電池、発電機、それから防災倉庫の購入を予定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 続きまして、10款教育費、1項2目事務局費では473万5,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

事務局費では471万3,000円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、10節需用費の消耗品費310万4,000円の追加は、学校教育課が所管いたしております小・中学校や保

育所、こども園などの各施設や事業における感染症拡大防止対策のため、手指用アルコール消毒液などを購入するものでございます。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

13節使用料及び賃借料では、子ども・子育て支援システム使用料19万8,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

17節備品購入費299万円の追加では、小学校用の空気清浄機27台の購入や、中学校体育館用大型扇風機などの購入を予定いたしております。こちらにつきましても、財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

続きまして、外国語教育コーディネーター事業2万2,000円の追加は、コーディネーター任用に伴います人件費の補正でございます。

次に、5目給食センター運営管理費では58万円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、12節委託料では、外調空調機修繕業務委託料として207万9,000円の追加をお願いいたしております。この修繕につきましては、緊急を要したため、予算を流用して対応させていただいております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6目外国青年招致事業費では、人件費補正として2万2,000円の追加でございます。

次に、2項小学校費、1目小学校学校管理費では、学校管理費（事務局）分について、人件費補正として491万3,000円の減額をお願いでございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校学校管理費では、学校管理費（事務局）分について、人件費補正として492万5,000円の追加のお願いでございます。

次のページをお願いいたします。

4項こども園費、1目こども園管理費では、こども園管理費（事務局）分について、人件費補正として576万5,000円の減額をお願いでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、29ページからになりますが、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、1,376万8,000円を減額するお願いでございます。主に人件費に伴う補正でございます。

人件費以外のものにつきましては、10節の消耗品費20万円の増額のお願いをしております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒液等の購入費用でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、施設勘定の歳入歳出をそれぞれ12万3,000円増額し、予算の総額を7,104万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 4ページをお願ひいたします。

施設勘定の歳入ですが、4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を12万3,000円増額するものでございます。

続きまして、歳出ですが、1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴い職員共済組合負担金を増額するものでございます。

2款1項1目医業管理費は、公用車の車検時における車両修繕料を増額するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第22、議案第3号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ75万3,000円を減額し、総額をそれぞれ5億5,705万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

予算書の4ページをお願いいたします。

2の歳入でございますが、5款1項1目1節の一般会計繰入金75万3,000円の減額をお願いでございます。

続いて、3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費75万3,000円の減額をお願いでございます。これは人事異動に伴う人件費の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第23、議案第4号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ204万9,000円を減額し、総額をそれぞれ1億3,459万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、予算書の4ページをお願いいたします。

2の歳入でございますが、3款1項1目繰入金、1節の一般会計繰入金204万9,000円の減額のお願いです。

続いて、3の歳出ですが、1款1項1目の維持管理費204万9,000円の減額のお願いでございます。これは人事異動に伴います人件費の減額になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第24、議案第12号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

旧岩島第一小学校校舎解体工事の請負契約についてご審議願うものでございます。

指名競争入札により池原工業株式会社と5,060万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは、旧岩島第一小学校解体工事の概要についてご説明をいたします。

この校舎ですが、木造二階建て一部鉄筋コンクリート三階建ての校舎と、一部埋まっておりますプールと便槽、それから立木、鳥小屋などの外構の解体、併せて校舎内にあります机や椅子、黒板などの残置物の処分を含めた解体工事ということになります。

工期につきましては9月末を予定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第25、議案第13号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第4分団第2部の消防小型ポンプ付積載車の取得についてご審議願うもの

でございます。

見積り合せによる随意契約により、前橋市にあります株式会社佐藤工業所と1,628万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） 今回購入するものは、坂上の須賀尾地区に配備するもので、現在使用しております積載車は、平成8年9月に初年度登録をいたしまして25年が経過をしております。そのため老朽化が進み、適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため、今回、更新をするものでございます。

購入につきましては、本団及び第4分団関係者と協議を重ねまして、仕様書を作成したものでございます。

議案書にあります一番後ろのページが、今回購入を予定しているものの図となります。自動車の中にポンプが一体的に組み込まれているものではなくて、今回購入するのは、小型ポンプを積載した自動車ということになります。

納期につきましては、年度末を予定をしております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君） 日程第26、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり各常任委員会に付託しますので、その審査を6月13日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は6月14日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時50分)

令和4年6月14日(火曜日)

(第2号)

令和4年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第2号)

令和4年6月14日(火) 午前10時開議

- 第 1 議案第 5号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 6号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 7号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 8号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 9号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第10号 岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例について
- 第 7 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第 2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第 3号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第 4号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第13号 物品購入契約の締結について
- 第14 陳情書の委員会審査報告
- 第15 発委第 1号 上信自動車道建設対策調査特別委員会設置に関する決議について
- 第16 上信自動車道建設対策調査特別委員会委員の選任について
- 第17 上信自動車道建設対策調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第18 委員会報告について
- 第19 閉会中の継続審査(調査)事件について

第20 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 渕 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山野 邦明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福原 治彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武井 幸二 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 係	西 卷 雅 子
議 会 事 務 局 任 主	田 中 康 夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第1、議案第5号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第2、議案第6号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第3、議案第7号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議案第8号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第5、議案第9号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第6、議案第10号 岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第7、議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第8、議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第9、議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第3号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第11、議案第4号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第12、議案第12号 工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第13、議案第13号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る6月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長(須崎幸一君) 日程第14、陳情書の委員会審査報告を行います。

はじめに、陳情1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件については、去る6月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

去る本会議で、その審査を総務建設常任委員会に付託されました陳情1号についてであります。去る6月8日に審査を行いました。

既に制度として定着しているハッピーマンデーによる他の祝日との整合性などが議論され、慎重審査の結果、全会一致で趣旨採択と決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情2号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件については、去る6月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、9番、重野議員、登壇願います。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、陳情2号について報告を申し上げます。

委員会付託されました陳情2号であります。去る6月8日審査を実施しました。

審査の中では、決して沖縄を「捨て石」とは考えておらず、日本の安全保障の現実等を踏まえた議論がなされました。

慎重審査の結果、賛成多数で趣旨採択となりました。本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情3号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結についての陳情を議題といたします。

本件については、去る6月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、12番、根津議員。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長(根津光儀君) 陳情3号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結についての陳情は、去る6日本会議において、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました。

陳情者は、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長、平田仁様、吾妻支部長、山本茂様で、7日午後1時より吾妻支部書記長茂手木保美様に出席いただき、資料提出の上、説明を受けました。

陳情趣旨は、年齢75歳以上で単身200万円、夫婦世帯320万円以上の約370万人の高齢者を対象に、医療費窓口負担が現行1割から2割に本年10月1日より引き上げられることについて、実施凍結を求めるものです。

委員からは、現行制度の恩恵や諸外国の状況についてなど質問がありました。後期高齢者の医療費財源18兆円余りのうち、後期高齢者医療保険料1.5兆円、窓口負担1.5兆円という比率の中で、構成比率20%の所得の高い層については、窓口負担を上げざるを得ないのではないかなどの議論がありました。

本件につきまして慎重に審査した結果、反対多数で不採択とすべきものと決しました。本会議においても、同様の判断をいただきますようお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りいたします。陳情3号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

○議長(須崎幸一君) 起立なし。

したがって、本件は不採択することに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第15、発委第1号 上信自動車道建設対策調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長、14番、青柳議員、登壇願います。

(議会運営委員長 青柳はるみ君 登壇)

○議会運営委員長(青柳はるみ君) それでは、発委第1号 上信自動車道建設対策調査特別委員会設置についての趣旨説明を申し上げます。

当議会の特別委員会設置につきましては、6月6日の議会運営委員会並びに10日の議員全員協議会でご協議いただき、本日提案するものでございます。

上信自動車道は、町の形を大きく変える大事業であります。町と両輪と言われる議会において、議員全員で対策に取り組むべきと考え、議会運営委員会で協議してきました。

上信自動車道の建設、町のデザインを把握し、町民の声に耳を傾け、町の将来の姿を最適にする調査をしてまいりたいと考えます。建設の進捗を把握し、町民に報告できるよう努めていきたいという考えから、特別委員会設置を提案いたします。これは、議会運営委員会の委員全員の賛成を得て、全会一致で提出するものです。

名称は、上信自動車道建設対策調査特別委員会といたします。付託調査事項については、上信自動車道建設に関することであります。委員の定数は、議長を除いた13名でございます。調査期間については、本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものいたします。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

○11番（佐藤聡一君） 反対です。

○議長（須崎幸一君） 反対討論ですか。

賛成討論の方おられますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） では最初に、11番、佐藤議員。

（11番 佐藤聡一君 登壇）

○11番（佐藤聡一君） それでは、上信自動車道建設対策調査特別委員会設置について、反対する立場で討論させていただきます。

以前解散した八ッ場ダム及び地域開発特別委員会の中で調査研究をしていた上信自動車道建設関係の調査について、当初、県上信自動車道建設事務所は、県事業であり調査研究は県議会で行われるので、東吾妻町議会に出席すれば他町村議会とも対応しなければならなくなり、難しいとのことでしたが、特別委員会を閉会后、意見交換会という形式で、録音なし、議事録なし、年2回の定例会中に開催という異例の方法で進めてきました。

現在はこの形式で、総務建設常任委員会の中で調査研究を進めています。しかし、上信自動車道建設関係を特化して特別委員会に移行すれば、会議公開の原則から、録音し、議事録を作成しなくてはならず、また上信自動車道建設事務所は、正式な会議になれば出席してい

ただけるのでしょうか。今までどおりであれば、会議公開の原則から問題があり、町民に対して説明責任や議会基本条例の精神に反するのではないのでしょうか。

やはり、上信自動車道建設関係の調査は、前回傍聴させてもらった状況の中では、総務建設常任委員会で熱心に調査研究を進めていることを踏まえ、今までどおりの形式で総務建設常任委員会の中で進めていくことがよいと考えます。

以上のことから、この本案に対して反対するものであります。

○議長（須崎幸一君） 賛成討論の方はございますか。

3番、井上議員。

（3番 井上日出来君 登壇）

○3番（井上日出来君） それでは、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、賛成の理由として、特別委員会の設置に関する権限は、議会運営委員会にあります。また、東吾妻町議会の運営に関する基準142項には、「議会運営委員会の協議結果について議員はこれを尊重する」と下線をつけて記述されております。このことから、この発委に異を唱えることはなく、私は賛成であります。

以上であります。

○議長（須崎幸一君） 反対討論の方はおられますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 賛成討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、9番起立、10番起立、12番起立、13番起立、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎上信自動車道建設対策調査特別委員会委員の選任について

○議長（須崎幸一君） 日程第16、上信自動車道建設対策調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

上信自動車道建設対策調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

議会事務局。

○議会事務局長（水出 淳君） 上信自動車道建設対策調査特別委員会委員の選任について。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第7条の規定により、上信自動車道建設対策調査特別委員会委員を次のように指名する。

令和4年6月14日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

委員指名、渡一美、井上日出来、高橋弘、茂木健司、高橋徳樹、里見武男、小林光一、重野能之、竹渕博行、佐藤聡一、根津光儀、樹下啓示、青柳はるみ。

○議長（須崎幸一君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの朗読のとおり、それぞれ上信自動車道建設対策調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、上信自動車道建設対策調査特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩を取り、委員長・副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思えます。委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さん、よろしく願いをいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任された委員長が進行してください。

互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩を取ります。

（午前10時32分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前10時44分）

◎上信自動車道建設対策調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の
報告

○議長（須崎幸一君） 日程第17、上信自動車道建設対策調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま上信自動車道建設対策調査特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（水出 淳君） 上信自動車道建設対策調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、上信自動車道建設対策調査特別委員会より次のように報告があった。

令和4年6月14日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

上信自動車道建設対策調査特別委員会委員長、樹下啓示、副委員長、里見武男。

○議長（須崎幸一君） ただいま発表のとおり、上信自動車道建設対策調査特別委員会の委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、上信自動車道建設対策調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第18、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

9番、重野議員。

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、令和4年第2回定例会における総務建設常任委員会の報告を申し上げます。

6月7日の総務課から始まり、所管事務調査を行い、町長、副町長、各担当課長から丁寧な答弁・説明をいただきました。

主な内容としては、令和4年度補正予算をはじめとし、各所管事務について活発な質疑・議論が行われました。また、委員会付託されました陳情1・2号について審査を実施しました。

委員会の中では、植栗バスターミナル構想の進捗状況について、また空き家バンクや町内産木材のさらなる活用やホームページの多言語化、各駅無料駐車スペースの住民への周知を求める意見などが出されました。町からは、バスターミナルに関する調査委託会社選定が行われたこと、また今後、近隣町村とも連携していくことなどの説明がありました。また、ホームページの多言語化、無料駐車スペースの住民周知についても、前向きな答弁をしていただきました。

今後も地域の厳しい実情に目を向け、総務建設常任委員会として全力でその責任を果たしていく所存です。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 文教厚生常任委員会。

12番、根津議員。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 令和4年第1回定例会閉会以降、第2回定例会までの閉会中の所管事務調査について報告いたします。

5月10日午前9時30分より、吾妻東部衛生施設組合により運営されている4施設について視察いたしました。

吾妻東部衛生センターは、中之条町大字中之条町に、可燃ごみ、粗大ごみ、し尿処理の3

施設が設置されています。

可燃ごみ処理施設は昭和46年に開設され、平成13年に現在の施設に改良され、ダイオキシン排出のない施設となっており、1日8時間の稼働で50トン进行处理しています。粗大ごみ処理施設は平成4年から稼働しており、粉碎機と磁力選別機、アルミ選別機等の施設で構成されていますが、一部手選別の施設もあります。し尿処理施設は昭和43年に開設され、平成7年に現行施設に改良されています。処理能力は、日量35キロリットルということです。

一般廃棄物最終処分場は、中之条町大字横尾に平成20年に開設され、2万7,000立米の埋立容量のうち2万2,000立米が埋め立てられ、令和6年中頃には満杯となる見込みとのことでした。

視察後の会議では、どの施設も悪臭や騒音などは制御されており、施設内の労働環境も整えられていたこと、空き瓶の選別において障害のある方も活躍されていたことなど、高評価の感想でありました。近年、真夏日・酷暑日の増加による動労環境と安全について、現場を心配する発言もありました。

吾妻環境施設組合により計画されている焼却施設は、高能力のものとなっても、大きさ的には半分ほどの施設になるだろうとのことであり、新しい知見を得ることができました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 議会運営委員会。

14番、青柳議員。

○議会運営委員長（青柳はるみ君） 議会運営委員会から報告いたします。

上信自動車道建設対策調査特別委員会設置について協議し、議会運営委員会の委員全会一致で、本会議に委員会発議で提出いたしました。本定例会本会議において委員会から発議し、議決していただきました。

次に、予算決算特別委員会について協議してきましたが、引き続き研究していくこととしました。

議会報告会は、開催する方向としました。

高校生・中学生議会は、学校側の意向を聞いて、開催を考えていくこととしました。

タブレット端末の運用を協議し、運用規定案を全員協議会でお示しし、意見を聞き、議会訓令として運用していくこととしました。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 行財政改革特別委員会。

3番、井上議員。

○行財政改革特別委員長（井上日出来君） それでは、令和4年第2回定例会中の行財政改革特別委員会について報告をさせていただきます。

去る6月9日午前10時より第1委員会室で開催され、執行部からは中澤町長、渡辺副町長、水出総務課長、関企画課長、並びに資料説明のための企画課より町田次長と武藤係長にご出席をいただきました。

調査事項の1、行財政改革推進に関することであります。

執行部より、総合戦略本部の行財政改革関係の会議について報告があり、その1、ひがしあがつま創生会議における令和3年度分の外部評価は、高齢の委員に配慮し、コロナ禍での調査を中止、内部評価のみとすること。そして、令和4年度は、外部評価に加え、第2次総合戦略後期基本計画の策定に向けて、早い時期に創生会議を開催予定であることが報告されました。

その2、第2次総合計画後期基本計画について、NPOぐんまが計画策定の委託先として決定したこと。6月に、町民1,800名を対象に無作為抽出して、アンケート調査を実施すること。これと同時期に、各課に対して施策の展開評価や計画内容修正などを依頼する予定であること。令和3年度で終了する行革推進プランの今後については、後期基本計画に統合していくことなどの報告を受けました。

その3、町行革推進部会において、組織改革分科会において、AIやRPA等の導入が可能な業務材料を提案すること、全庁的な業務として提案することなどが宿題として出されたなどの報告がありました。

これに対し、委員からは、文書管理システム導入について、まず基本ソフトを十二分に使いこなすことが重要であること。新しいシステムを導入する場合、職員の育成が重要であることなどの意見が出されました。執行部からは、追加説明として、まず現在ある基本ソフトの文書管理方式を庁内で統一していくこと、その先に新しいシステムへの移行があるということが説明されました。また、上下水道課や建設課の道路台帳などは、デジタル化に相当の時間がかかるため、5年程度の移行期間を検討していることなどが説明されました。

調査事項のその2、地域公共交通問題に関することについてであります。

3月に発行された地域公共交通計画の資料について、説明を受けました。これに対し、委員からは、町民の95%程度が全く路線バスを利用しないことなどの指摘の上に、環境問題やバス料金も含めた大胆な発想が必要であることなど、意見が出されました。また、東地区福

社バスの利用者が減少し、今後廃止の方向か、もしくは利用促進を図るのかとの質問に対し、執行部からは、福祉バス、スクールバス、路線バスを担当する各課で調整をしつつ、最終的には協議会で方向性を出す予定という回答を得ました。

調査事項の3、町有施設の有効活用に関することについてであります。

その1、今年サウンディング調査を行いつつ、民間の意向を探っていくこと。榛名ふれあいの家、また箱島100番地については、各関係各所から意見を賜りながら活用法を検討していきたいとの報告がありました。

委員からは、榛名ふれあいの家について有効活用を検討されること、最近の不安定な社会変化に対して、町は柔軟に対応するようという意見が出され、当委員会は持ち時間ぎりぎりまで熱心な議論が行われました。

以上、簡単ではありますが、行財政改革特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 議会広報特別委員会。

13番、樹下議員。

○議会広報特別委員長（樹下啓示君） 特に報告等はありませんけれども、議会だよりの第66号の発行を予定しておりますので、毎回お世話になっておりますけれども、それぞれ関係する方々につきましては、6月22日が原稿の締切りということでお世話になりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第19、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前 11 時 00 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第20、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、12番、根津光儀議員、登壇願います。

12番、根津議員。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） 議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って中澤町長に質問いたします。

当町では、総務省の地域おこし協力隊制度により協力隊員を招聘し、彼らの活動により、観光振興や鳥獣害対策について多くの成果を上げてきました。

基本的に、都会出身者を地方の行政機関に派遣し、1年から3年の期限で活動してもらう制度で、これまでの隊員は3年間活動してくれる場合が多く、任期以降も当町にとどまり活躍しております。事業の所管は総務省であり、令和3年度全国で1,085団体に6,015人が派遣されております。令和3年度からは、地域プロジェクトマネージャー制度も創設され、我

が町では1名を採用しております。

今後もこの制度を活用することにより、斬新な発想を持った人材が町に活力をもたらし、その活動が隊員自身の人生の糧になるためにはどうあるべきか、東吾妻町での活動が本人のスキルとして誇れるようにするためにどのような体制をつくっていくべきか、町長の考えをお聞かせください。

1、鳥獣害対策を中心的任務とする隊員が農林課に配置されていますが、今後複数化する考えはありますか。

2、鳥獣害対策は、駆除とともに生息・生態調査が必要であり、その成果を猟友会や地域と共有して対策に生かすことが大切ですが、そのような体制をつくっていく考えはありますか。

3、吾妻峡レールバイク「アガッタン」の立ち上げに、協力隊員が大きな成果を上げていと評価いたしますが、この施設の今後の運営についてどうしていくのか、観光事業と協力隊員の関わり方についてどのように期待しておられますか。

4、社会教育部門で、民俗学的見地から地域を調査することが急務と考えますが、この分野に研究に地域おこし協力隊員の活用は考えられますか。

5、地域おこし協力隊の新たな活動について、町長が期待する分野はありますか。

6、それぞれの任務を持った複数の隊員が存在する状況の中で、隊員同士の交流と情報交換が相乗して高い成果を上げていくと期待されますが、どのような体制を整備していこうと考えておられますか。

以下、自席にて質問を続けさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の農林課に配属をされている隊員の複数化でございますが、鳥獣害対策事業は継続的に対策を行うことが重要であり、それにより効果が現れるものと認識をしております。本対策について、地域おこし協力隊を継続して活用していきたいと考えております。

現在のところ、隊員を複数化する予定はございませんが、現隊員の任期終了時期と新たな隊員の任用開始時期を半年程度重複させることで、任務のスムーズな引継ぎが行われ、本対策の継続実施が図られるとともに、隊員の継続任用につなげていきたいと考えております。

2点目の生息・生態調査の成果を猟友会や地域に還元する体制でございますが、生息・生態調査を今後も実施し、その結果に基づき、出没箇所に見える化マップや対応マニュアル等を作成し、猟友会や地域の会議などで被害対策指導を行っていきたいと考えております。

3点目の観光事業と協力隊員の関わり方についてでございますが、自転車型トロッコ「アガタン」の立ち上げから今日に至るまで、地域おこし協力隊の存在は大きな役割を果たしてまいりました。現在も事業運営の中心的役割を担い、日々精力的に職務を遂行し、成果を上げているところでございます。

この4月からは、自転車型トロッコ事業の推進と、今後の八ッ場ダム下流地域全体の振興施策のリーダー的役割を担っていただくため、3年間の任期を満了した隊員1名を、新たに地域プロジェクトマネージャーとして任用したところでございます。都市部出身者が持つ多角的な視点を生かした新たな観光スタイルの発案や、東吾妻町と首都圏との橋渡しによる交流人口のさらなる拡大に寄与していただけるものと期待をしております。

自転車型トロッコ事業におきましては、今後2年間で経営のさらなる安定化を図り、将来的には指定管理という方向性も視野に検討を進めてまいります。その段階において、隊員経験者がこの地に定住し、引き続き地域活性化に寄与していただけるような環境づくりにも努めてまいりたいと考えているところでございます。

4点目の社会教育部門における地域おこし協力隊の活用でございますが、地域おこし協力隊は1年から3年の期限で活用されることとなります。民俗学的見地から地域を調査するような研究職としては、長期的に雇用していくことが研究成果にもつながると考えておりますので、地域おこし協力隊の活用は難しいのではないかと考えております。専門的ではない業務において、地域おこし協力隊を活用することは可能であると考えております。必要に応じて、検討してまいりたいと考えております。

5点目の新たな活動として期待する分野でございますが、当町のような過疎地域では、地域の担い手不足が深刻な問題となっております。現在は2名の隊員が有害鳥獣対策、観光振興と、それぞれの分野で活躍しております。また、隊員のOB・OGのうち4名の方が町内に定住し、地域との関わりを持ちながら各分野で活躍しております。

これからの活動といたしましては、農林水産業や商工業などの産業振興に加え、地方創生やDX推進なども視野に入れながら、幅広い分野で活躍していただくことを期待しております。

6点目の隊員同士の交流と情報交換により相乗効果を上げていく体制でございますが、国

や県では、制度の充実や隊員の意識向上を目的に、研修や情報交換会などを開催しております。

町といたしましては、このような情報を隊員の皆様へお知らせをして、研修会等に参加できるように取り組んでおります。研修や情報交換を通じて県内の隊員との交流を深めるとともに、隊員同士の意識の高揚が図られることで、今後の隊員活動に生かせることを期待しております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ありますか。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） それでは、質問を続けさせていただきます。

ご丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございます。その中には、私がおっと思った回答もありましたので、そういった中でお話を続けていければなと思うんですけども。

鳥獣害対策の隊員のことですが、これやっぱり半年ぐらいの重複では、ちょっとうまく伝わらないのかなと。シーズンというものもありますから、1年間しっかりと重複していかないとなかなか難しいのかなと、町長の話聞きながら感じました。それと、重複して、要するに、A隊員が2年目、3年目に入ったときにB隊員がというような形で引継ぎがされていくのが、本当にいいことだなと思います。特にフィールドでの活動ですから、効率化ですかね、相手もいますから、野生動物という。そういったことで、自然の中での活動で効率化を非常に考えていかなきゃいけないなど。

それとあと、一番心に置いておかなければいけないというか、町としてここがとにかく肝腎だよという部分は安全対策だと思うんですけども、そういったことで、この鳥獣害対策を任務とする方について、安全教育というようなものは現在やっておられますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 鳥獣害対策についての隊員をオーバーラップさせていく期間が、半年ほどでは足りないんじゃないかということでございます。確かに、根津議員のおっしゃるとおり、シーズンの問題もありますし、できれば1年間程度はオーバーラップして、そして引継ぎを行うことが必要かなというふうに考えました。今後ご意見を参考にしながら、取り組んでまいりたいと思います。

安全対策につきましては、取り立てて町執行部のほうから行っていることはございません。隊員本人が鳥獣に関するものを十分に研究をしながら、そして安全対策をどういうふうに行

っていかというものもお考えいただいて、調査・行動しているというところでございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ありがとうございます。ぜひ1年みっちりオーバーラップしていくような、採用の体制を計画していただきたいと思います。

また、安全対策ですけれども、町でやることでないような感じの町長のお話でしたけれども、本人として、こういう研修あるいはこういった勉強ということで上げていただいた場合は、当然「行ってこい、しっかりやれ」というふうな形で励ましていただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在の宇田川隊員でございますけれども、わな免許、狩猟免許等も所持している者でございます。鳥獣対策の安全対策については、本人もかなり研究をしていると思いますけれども、今後はそういった研究対応の教室等がございましたら、出席するように指導してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひお願いしたいなと思います。本人、まだ銃器は所持していないということで、これから本格的に銃器を所持して活躍してくれるものと期待しております。

それから、地域とのつながりあるいは共有という中で、町長のほうから、見える化した鳥獣害対策のマップの作成などを任務の中に加えていきたいということでしたので、本当にそういうことができればいいなと思っております。何といたっても、猿、熊、鹿、猪、頻発地域の中に住んでおりますので、心から願うところです。

実は、この鳥獣害対策の任務を持った方についての卒業部分、これをどういうふうにサポートしていくかということが大切だと思います。今、昨今ジビエというようなことが、いろんなテレビ番組の中や新聞の中にも取り上げられております。実は、これは非常に当町にとって、あるいはこの群馬県にとって痛い問題であります。

私は原木栽培のシイタケを栽培しております。ここへ立つたびに「オラはこうだった」という話をしているわけですが、現在原木栽培のシイタケについては、当町のサンプル、4月23日で不検出とはならなかった。若干出た。12ベクレル。食品としての流通が100ですから、もう完全に安全レベルのところにはありますが、不検出とはならなかったというところでございます。食品として十分に価値のあるシイタケが生産されていると。

ところで、野生動物、捕獲した野生動物はどうかといいますと、これは群馬県内の、要す

るに、基準100ベクレルを超過した検体がどれだけあるかということで言いますと、令和3年度で、イノシシが21調査して基準越えが4。それから、日本鹿は41調査して基準超過はゼロ。それから、ツキノワグマは80調査をして27。山鳥、これは基準超過はゼロということでありました。おお、そうすると、鹿なんかいけるんじゃないかなとか私的には思うんですが、こういったことについて、県のほうに対しても、あるいはどこがこういったものを解禁していくのか私も定かではありませんけれども、一刻も早い解禁を願うんですけども、町長として、これについてお気持ちとしてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 野生動物を食するというのも、かなり近年は行われてきております。

以前は、吾妻地域におきましては、猪を加工する施設もあったわけでございますけれども、東日本大震災によりまして、これも成り立たなくなりまして閉じてしまったというところがございます。

今、根津議員がおっしゃったような、数値的なものをお知らせいただきました。これが、実際こういうもので安全性が向上してきておるといことは分かってきているわけでございますけれども、公にこういったものが農水省なりで許可が出るということになれば、非常に私どももいいことだなというふうに思っております。今後も、ジビエ部分がこういった中山間地域で大いに利用されていくということは、非常にいいことだというふうに思っておりますので、関係機関とも十分に協議しながら、安全であるなら早めに解禁をしてもらうという方向で行きたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 町長として、関係機関と協議して解禁を進めていきたいというふうにおっしゃったというふうに受け取りました。

それで、アガッタンの方で活躍しているプロジェクトマネージャー、それから一緒にこの4月から活動しておられる協力隊員、2名非常にいいタッグを組んでやってくださっているということを課長からも伺いました。すばらしいことだなと思っております。下流との交流をこの2人によって進めて、そして事業を指定管理化して引き継いで、この2人に中心になってやってもらえたらいいなど。経営者になるのか、経営者ではなくそこのスタッフとしてやるのかは、それは本人の考えもあろうし、またここから巣立っていく自由もありますから、そういうところまで踏み込んで今ここで発言はできませんが、ぜひいい活動を、卒業の仕方をしてほしいというのが私の切なる考えです。町長も同じ気持ちかと思うので、ちょっと一言

いただければ。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） アガッタンの方は、小川君は杉並区の区役所のそばのパールセンターという商店街に小川眼鏡、眼鏡屋さんのお家なんですよ。それで、田中区長もよくその通りで眼鏡屋さんにも、お父さんにもお会いしてお話もしているというふうな関係だというふうなことでございまして、小川君が東吾妻町に来ていただきました。非常に真面目で積極的な方でありまして、アガッタンの方も一生懸命やっただいて、今本当に順調に運行しているということでございまして、ありがたく思っております。今後は小川君が主となって本当に後継者を育てながら、この東吾妻町において大いに力となっていただきたいというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 私と、あるいは私より彼をよく知っておられる町長ですから、その期待しているお気持ち、私も共有したいなと思います。

さて、このプロジェクトマネージャーなんですけれども、この方にダムの下流地域の振興対策について委ねていくというような感じの町長のお話でしたけれども、その辺を具体的にどういうふうにやっていくのか、町長の中にお考えがあれば聞かせていただきたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今お話ししたように、小川君は非常に有能なしっかりした方でありますので、アガッタンに限らず、ダム下流地域の道の駅を中心としたこういった施設を、東吾妻町の活性化のために大いに盛り上げていける人材となるように願っているところでございます。今後も小川君のご意見等も積極的に取り入れながら、そして道の駅のACCの皆様のご意見も伺いながら、お互いにタッグを組んで、協力し合って下流地域の振興に取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 下流地域の振興については、特に岩島で言いますと、岩島地区八ッ場ダム対策協議会が解散した時点で、新しい団体なり組織をつくっていくべきと私は考えておりますし、地域の方もそういうことを期待しておりますので、新しい組織をつくって、地域の人たちの、観光に関わる人たちの組織をつくって、小川さんにそこのところ、組織と関わっていただきたいというふうに考えますけれども、その辺の考えはありますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のいいご提案もございました。今、非常に町の若い人たちが、観光振興なり地域振興に積極的にいろいろご意見をいただいて取り組み始めたいい状況がございますので、そういったことから、小川君も入れて、そして地域の皆様のご意見もいただきながら、一緒に協力し合って今後も地域振興に取り組んでまいればというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ありがとうございます。

さて、社会教育部門ということで活用できないかということ、私は考えましたけれども、町長はその部分については、長期雇用ができる人材を求めていくというふうに先ほどお答えになられたようですけれども、そのところはそれで間違いないのでしょうか。新しい職員を、正規職員を求めていくということによろしいですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 社会教育部門における協力隊の活用ということでございますけれども、民俗学的な見地から地域を調査するような研究職というのは、長期的に見ていただかなければならない、それが必要かというふうに思っております。それが研究成果につながるということでございますので、地域おこし協力隊、1年から3年というような期間で成果を出していただけるものかなというふうな点が、ちょっと難しいのではないかとこのように思っております。こういったものにつきましては、地域おこし協力隊ということでなくて、やはり専門的知識・技術を持った方に当たっていただくのがいいのかなというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 携わっていただくということは無論大切なんですけれども、これは職員として雇用して、そして民俗学的見地から地域の様々なものについて研究したり、それから発表していったりしてくれる人を、そういうふうな形で長期雇用できる職員として採用していくというふうにおっしゃったんですよ。よろしいですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今後町の取組の中でそういった人材が必要となってきた場合には、こういった専門的研究職が必要になってくるのではないかとこのように思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ここで深入りは私もできないんですけども、町長もあれですか、地域のイベントで地域をめぐったこともあるかと思えますけれども、地域で眠っているときはトリビアなんですよ、取るに足りないんです。ですが、目覚めさせればトレジャーなんですよ、宝物になるんです。そういったことで、ぜひ私は、長期の人を雇えるならそれでいい。でも、地域おこし協力隊の人材を活用するのも、一つの案だと思います。これは私の提案ですので、あくまでも否定なさるんならそれまでですが、よろしく願いいたします。町長のお考えを。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の熱心なご提案といいますか、いただきました。今後の一つの大きな課題として、そういったものをしっかりと見据えて取り組んでまいりたいと思います。今後も根津議員のご意見もしっかりとお聞かせ願いながら、進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） さて、新たな活動という中で、町長が地方創生に関わる人、それから何か私の知らない単語が出てきたんで教えてください。DXとかっておっしゃった、意味が分からない。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後は、行政においてデジタル化を推進することが必要かというふうに思っております。そういった方面に地域おこし協力隊の知識、その方面に知識が豊富な方を入れていくことも一つの試案になるのかなということで、入れたところがございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 大変いい考え方だと、私も共感します。

それから、同じように、いわゆる一般的な教育とは別な問題として、子供たちの放課後あるいは休日、そういったときの楽しい遊び場としての自然科学や体をつくるためのサークルというようなことも、協力隊員の活動の一つとしてあり得るのではないのかなと思います。また、高齢化が今心配されている給食センターの雇用状況がありますけれども、ああいったところでの栄養関係あるいは調理の関係でも、協力隊員の力が発揮されるのではないかと、協力隊員にお願いして地産地消というものを盛り上げていくことができるんじゃないかなと思うんですけども、町長はいかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のご提案いただきました。栄養士関係ですか、管理栄養士と
いいですか、そういった方面であるかと思えますけれども、そういったものを持った人が果
たして地域おこし協力隊に応募してくれるのかどうかというところが問題であります。しか
し、いいご提案でありますので、そういったものにも目を向けてしっかりと調査をしてまい
りたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） それから、3年間の任期の中で、ぜひ隊員たちに、その活動の中で
必要なものあるいはその先を見据えて必要な資格というようなことで、トラクターの運転で
あるとか重機の運転の免許、またチェーンソーや草刈り機の労働安全衛生法上の免許、それ
から食品衛生責任者の資格というようなものが考えられるんですけども、そういったこと
について、積極的にそういった資格にチャレンジしてくれというような考えは、町長にはご
ざいますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういった資格を取っていただくということだと思いますけれども、
それには受験料とといいますか、そういうものも必要になってくるかと思えます。そういった
ものにつきましても、今後ご提案の点につきましては、調査を行いながら検討をしてまいり
たいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ配慮していただきたいと思えます。特に、鳥獣害対策で来られ
ている方、駆除した動物の埋却というようなことで重機の免許は必要になってきますので、
ぜひお願いしたいと思えます。

隊員の中で眠っている能力を目覚めさせるということは、この私たちの町の一つの責務だ
と思えます。来ていただくんですから、そういった気持ちでみんなと接して、そして期待し
ていていただきたいと思えます。

人材としての宝物、その人の中に眠っているものを発掘して、そしてトレジャーとして、
一生という旅の中の1コマではあるかもしれませんが、彼らに悔いのない、ああ、で
きたというような活動をしてもらうように私は期待しております。町長としてはいかがでし
ょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 協力隊員の皆様には、大変意欲を持ってこの町に来ていただけるというところでございますので、町といたしましても活動しやすいように協力をしながら、そしてその方の働きが、町のために地域のために大いに役立つように、そしてその協力隊員が宝となるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 は る み 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。

14番、青柳議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） 議長の許可を得まして、通告に基づき質問させていただきます。

また、議長の許可を得てタブレットに資料を入れさせていただきましたので、見ていただければと思います。

3点にわたって質問させていただきます。

近年相次ぐ豪雨災害は、我が町も例外ではなく、大小の河川の氾濫で被害を受けています。中でも19号台風で温川・四戸地域では、大きく護岸の擁壁が剥がされ、川の反対側へ流され、泉沢川でも護岸の中に水が入り剥がれてしまいました。その上に立つ家の住民は、恐怖だったと言います。

我が町の川は深い谷にあるため、普段はそこまで水位が上がらず、こんなことは想定できなかったが、水位が上がるとすごいことが起きるのだと、その惨状を見て思いました。北九州豪雨がきっかけで水位計が小さな河川でも設置され、当町には新しく8か所設置されました。この存在を住民に知ってもらうことと、スマホでも見られ災害対応が早くできることを周知していただきたいと思います。

次に、当町では道路ほかの不具合が、土木維持職員によりスピーディーに修理されています。町内くまなく情報が来ることと、場所と状況が把握しにくいことは、スマホのLINE活用で解決できるのではないのでしょうか。職員同士では活用しているとのことですが、住民まで広がらない原因は何でしょうか。短期でも専門家を入れ、デジタル化を目指して、住民協働を進めるべきだと思います。

さらなる住民福祉。

始めに、犯罪被害者基本法についてです。

平成16年に犯罪被害者基本法が成立しました。犯罪被害者の尊厳、ご家族や遺族の尊厳が尊重され、尊厳にふさわしい処遇を保証されることが宣言されました。これ以降、法テラスの開始や、被害者の声を届ける刑事裁判に被害者参加制度の宣言ができるようになりました。海外で被害に遭った際の見舞金の支給、殺人などの凶悪犯罪に対し控訴、時効の廃止、また延長する法施策など、被害者への一定の前進を果たしました。平穏な暮らしができるよう、当町の被害者支援の考えをお聞きします。

次に、带状疱疹ワクチン接種補助を。

町内の罹患者数はどうですか。長期間痛みの症状が続くため、住民の関心は高いです。罹患者数が高くなっていることから、町独自で取り組むべきだと思います。

次に、リトルベビー対応の母子手帳を。

町の新生児数は何人ですか。その中で、低体重児の過去3年間の数、低体重児への支援はどのようなふうにしていますか。母子手帳は1,000グラム以下の成長の記録が書けない。低体重児用に町独自で用意して、保護者に寄り添ってほしいものです。

以上、大きく3点にわたって質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目、1項目めの水位計を活用して防災についてございますが、議員ご指摘のとおり、当町において水位計は12か所設置をされております。この水位計はスマートフォン等で見ることができ、河川増水時の活用が有効であると認識をしております。

周知につきましては、まずは広報紙への掲載を予定しております。現在作成中のハザードマップにおいても、掲載を検討していきたいと考えております。また、防災行政無線やメール配信なども活用した防災情報の提供を、その都度状況に応じながら発信できるよう努めていきたいと考えております。

2項目めの我が町のデジタル社会の実現でございますが、議員のおっしゃるとおり、道路の不都合は、職員によりスピーディーに対応していると認識をしております。道路の通報につきましては、毎年度行われている区長会議にて、各区長さんへ、道路に不具合があれば建

設課まで連絡をお願いしております。

道路管理は日常行っており、道路の不具合の連絡をいただく場合、場所を特定する情報をいただき、道路の路面の破損などの内容の連絡をいただいで現地確認を行い、作業できる準備を整え現場対応をしております。このように、現地確認、作業準備が基本となっております。建設課職員同士では、業務連絡のため現場確認の状況を写真撮影し、情報を送り共有し、円滑な作業を行っております。

今や、個人でもスマートフォンなどを通じて気軽に情報を写真撮影し、共有できる時代があります。自治体によっては、情報を写真で送り、内容を公開しているところもございます。道路の破損などの情報を、写真で送ることは可能であると考えております。それには、技術面や費用面での課題があります。情報サービスアプリとも連携し、当町にも導入可能であるかどうか検討してまいりたいと思っております。

3項目め、1点目の犯罪被害者支援を町で行う仕組みをについてであります。被害者やその家族が平穏な日常を取り戻せるように支援や配慮をすることは、社会全体として取り組むべき課題だと認識をしております。町では被害者等に寄り添い、人権相談や群馬県弁護士会が開催する法律相談の協力などのほか、県や警察などの相談窓口とも連携を図っております。町では、国の施策として支援を充実させるべきと考えており、今後も国や他の自治体の動向を注視してまいります。

2点目の帯状疱疹ワクチン接種補助についてでございますが、町では帯状疱疹の罹患者数を把握しておりません。帯状疱疹ワクチンについて、昨年12月、町の広報、国保診療所だよりで紹介し、国保診療所でも9の方がワクチン接種していると聞いております。

50歳以上の方が対象となるワクチンの種類も、不活化ワクチンと生ワクチンの2種類がございます。予防効果については、不活化ワクチンは約90%で9年、生ワクチンは約50%で7年から8年と言われております。

現在、国の審議会にて定期接種化について検討されていることや、新型コロナウイルスワクチン接種4回目の準備を進めているため、帯状疱疹ワクチン接種補助につきましては早急の導入はせず、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと思っております。

3点目のリトルベビー対応の母子手帳についてでございますが、2,500グラム未満の低出生体重児は過去3年間で13人おり、発育・発達の遅延や健康に係るリスクについて、保護者が不安や育児上の悩みを抱えやすい傾向にあるとされていることから、不安を抱える保護者にとって心の支えとなるよう、保健師・助産師による訪問、電話相談の支援を行っております。

す。

リトルベビーハンドブックの配布は、全国の自治体で数か所、県内の自治体では唯一1団体が取組を行っております。来年度、厚生労働省も母子手帳を約10年ぶりに見直す予定でございます。手帳の電子化、名称変更、多胎児、低体重児、障害がある子供、外国人家庭への配慮、父親の育児参加促進などが見直される予定のため、リトルベビーにも対応できることを期待しております。

現在、群馬県が母子手帳を作成し、取りまとめ、町が購入しておりますので、町単独で作成し配布するのではなく、来年度の改正を見ながら関係機関に働きかけ、推進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 質問の途中でございますけれども、休憩を取りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか、青柳議員。

14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ご答弁ありがとうございました。

議長の許可を得てタブレット等にパンフも、皆さんのお手元にも届いているかと思えます。水位計についてあると思えます。水位計、私自分が写真を撮ったものですから、ぼけているんですけども、見てください。新しく設置されたところです。

一番上の右上は奥田地区というんで、旧給食センターの上のほうに設置してあります。2番目の大戸、見城川、漆原橋というのは、大戸から萩生へ行く道の左下にあります。次が、3番目が、大柏木の一致橋のもう一つ向こうの宮谷戸橋に設置してありました。4番目、岡

崎、これは渋川へ行く旧上野城址の下の沼尾橋です。川戸、深沢川の橋、これは深沢のかなり上のほうの橋でした。泉沢も上のほうでした。7番目の箱島鳴沢橋というのは、郵便局の左隣です、手前です、こっちから行っての小さな橋です。大戸の温川というのは、信号のところの、ここが一番水位計が見やすいところですが、これを知っていただければと思います。

水位計は町内12か所。その中でも新しく設置されたものが、この写真の中です。これを住民に知っていただいて、スマートフォンで見られることを広報していただきたいということをお願いしたら、載せていただけるということで。また、ハザードマップにも掲載を検討ということをお答えいただきました。ぜひとも、住民の方にこの存在を知っていただいて、災害の目安にさせていただきたいと思います。広報とか、区長会なんかでは、やはりスマートフォンを皆さん持っていると思いますので、その場でこのアプリがありますよということを具体的にそこで操作していただければと思いますが、来年の区長会からそういうことができればいいんですけども、町長、可能でしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 区長会で区長さんに水位計の設置場所をお知らせして、またスマートフォンの操作の仕方なども、そこで確認できればいいかなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。誰もが持っていると思われるスマホで見られるということで、確認していただければと思います。

道路に関して、本当にスピーディーに直していただいているので、私もお願いしたちょっと何日かして、もうきれいになっているんでびっくりしたんですけども、本当にスピーディーにやっけていただいております。それを住民の協働ということで、国土強靱化の冊子をいただきましたその中でも「住民と協働」と書いてありますので、住民がスマホで写真を送れば、とてもいいなと思います。

渋川でフォトトリポをやっているのでも聞いたら、このような「フォトトリポしぶかわ資料」なんていう、こういうものをいただきまして、榛東村が見学に来たときに作ったんだなんていうので、いただいてきましたので、後で参考にさせていただければと思いますが、撮ってLINEで送るのをフォトトリポといっているそうですけれども、それが同僚議員も何回か質問している姿を見ましたけれども、なかなか進まない。職員同士では非常に有効に使われているというご答弁でしたが、進まないのはどうしてでしょうか。「この情報サービスアプリとも

連携し」というお答えでしたが、ここに人的な専門家を入れるというお考えはないでしょうか。婦恋が富士通、中之条がドコモ、そういう民間の方を会計年度職員として何か入れて非常に進んだというお話を聞きましたが、このアプリで対応するのか、人的も考えられるのか、どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、人材を導入するというのも、一つの大きな転化だろうと思います。そういったものも来ていただけるようなところがあれば、調査して検討してみたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 前向きなお答えをいただきました。よろしくお願いします。

次に、犯罪被害者ということで、これは基本法ができたんですけれども、ただ基本法ができただけで、その犯罪被害者当人に各自治体で支援してくださいというんです。県でもそれだけなんです。それなんで非常にびっくりして、今日の質問に至ったわけですが、我が町は人権擁護委員による相談についてやっていたというのでお答えいただきました。私も見たり聞いたりして、人権擁護委員が学校等で講話をしているというのは見たり聞いたりしております。また、「すてっぷぐんま」は専門にDVを支援しております。このような支援があることを潜在化させないために、町民にこういう手助けがあるんですよというのを教えていただきたいと思います。

平成16年12月に犯罪被害者等基本法を踏まえて、令和3年4月には全国1,701市町村中384自治体が条例を制定しています。約2割です。県内では、大泉町が令和2年6月に、令和3年には県が、その後制定しました。安中、前橋は本年度から制定しています。支援の内容は自治体ごとに違いますけれども、被害者に寄り添った町からの支援は大きな力になるのではないのでしょうか。今、町では、出向く福祉が進んでいると思います。被害者に寄り添った施策を研究していただきたいと思います。

この基本法、話題には今まで乗っていなかったんですが、こういうこともあるということで、犯罪被害者ということで小さくなっていると思いますので、町でもその支援体制というのを、これから考えていただきたいと思います。町長のお答えをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、犯罪被害者への支援というものも、しっかりしていかなければならないと思っております。人権擁護委員ですとか民生委員の皆様にも、まず寄り添っ

ていただくということが必要かと思えます。町としても、しっかり寄り添っていくということを今後十分に検討しながら、こういった方が町の中で発生するということがありましたら、温かな気持ちで、そして寄り添っていきたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。温かな答弁ありがとうございます。

町では国の施策として支援を充実させるべきということで、国がやるべきとの初めの答弁でしたが、今のご答弁で、町としても考えていくということで、そういう被害者がいないとも限りませんので、ご用意をお願いいたします。

次に、带状疱疹についてですが、私はこの5月に毎週、週1、带状疱疹になった同級生とか周りの方を知ることになりました。毎週1人ずつ出るんですね、带状疱疹。非常に多いんだなという実感があります。これについて、すぐすぐではなく、また予定していただきたいと思えます。

婦恋では6月議会で議決されれば、これが生ワクチンの場合、自分が3,000円払えばワクチン接種ができるということ、そのうち新聞発表になると思えますが、予定ですね、まだ、予定されているということです。県内初なんですね。でも、我が町は、赤ちゃんのロタワクチンが県内初で我が町から発して、そしてそれに、呼応してだんだんと広まって、それがもっと上に行って国でやれるようになりました。突破口を開くというのは、こういう町村がいいのではないかと思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

次に、リトルベビーなんです、このタブレットにリトルベビーハンドブックというのがあります。これもやっぱり渋川の保健、あそこの昔のデパートだったところに保健課があって聞いてきた、見せていただいて、写真に撮ってきたものですが、渋川でリトルベビーハンドブックということで、これは職員が自分で作った、こういうイラストを作るのが上手な職員がいて作ったということで、表紙だけがちょっと固くて、あとは本当に、こういうコピーのペーパーです。国で母子手帳というのが非常に古い様式なものですから、国で今年作って、来年から取り入れるという新聞発表がありました。

しかし、今我が町でリトルベビーが生まれたときに対応できないわけですから、普通の母子手帳にこの1枚紙を挟むだけでいいですから、パソコンに入れておいていただいて、そういうお母さんが来たらずぐ出せるように、手作り、それまで、国から来るまで手作りのことで子育て支援、大変な思いをしているお母さんに寄り添うことをしていただきたいと思えます。町長、ぜひ指示して作っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、国で用意をされて、いずれは母子手帳にリトルベビー対応の様式が入るということですので、それまでの間、リトルベビーさんが生まれましたら、町としましては手作りのものでもいいかと思えます。迅速にそういった様式を作って、母子手帳に挟んでお渡しをしたいというふうに思えます。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

リトルベビーは生まれたときの体重による分類が、2,500グラム未満を低出生体重児、さらにその中で1,500グラム未満を極低出生体重児、1,000グラム未満を超低出生体重児と呼んでいます。

小さな赤ちゃんを産んでしまったお母さんというのは、お腹の中で育てられなくてごめんなさい、そして出産してもすぐに自分で育児ができず、病院から退院するのが遅くなって自分を責めてしまったりしています。このことから、低体重児を出産したお母さんの中でグループができて、励ましをしています。その励ましの言葉の中、経験した中で、その言葉をその母子手帳に、ベビーハンドブックの中には、こうやってやってきたという経験が入っていて、今ではもうすごい大きな大人になっているよということを聞くと安心したということで、その経験者の話も入っているベビーハンドブックです。

母子手帳に成長の記録を残す発育曲線グラフというのが、スタートの体重が1,000グラムからで、身長が40センチからとなっていて、それより小さい子の記入するものがありませんので、今町長が進めていただけるということで、作っていただければと思います。この「記入できない」というだけで、またお腹の中で育てられなくてごめんなさいって毎日思っている中で記入できないとなったところに、本当にお母さんは悲しいということをおっしゃいました。国の新しい様式の母子手帳が届くまで、ぜひ対応をお願いいたします。母親に寄り添った支援をお願いいたします。

時間がもうちょっとありますので、タブレットにある絵を、すみません、執行部の皆さんにはないんですけども、リトルベビーハンドブックというのが、渋川で見せてもらったのが入っております。そして、1番が水位計です。2番がマイナポイント、3番目がリトルベビーですね。4番目に、ワクチンが公費助成になった全国のグラフが入っております。これだけの市町村が踏み切って公費助成、生ワクチン、3,000円が自分で、あとは公費助成で、不活性化ワクチンというのが2万円するんですけども、2回で、それも1万円補助とかあ

るものですから、保健福祉課で研究していただいて取り入れることを検討していただきたい
と思います。

以上で質問を終わります。町長まとめて、ぜひ進める方向でお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員に、水位計から始まりまして、リトルベビー、帯状疱疹ワク
チンなどにつきましてご意見をいただきました。どれも大変重要なことですので、
今後町として、しっかりとこういったものに対応してまいりたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 井 上 日 出 来 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、3番、井上日出来議員。

3番、井上議員。

（3番 井上日出来君 登壇）

○3番（井上日出来君） それでは、議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていた
だきたいと思います。

質問の要旨でございますが、質問タイトルは「過去の公営事業の分析に基づいた新規事業
の計画手法について」であります。

これまで全国の多くの公営事業や第3セクターなどが計画どおりに立ち行かず、地方財政
を圧迫するという問題を引き起こしてきました。特に、優れたビジネス感覚が必要な収益事
業においてそれが顕著であり、当初の計画段階から問題を含んでいたなど、のちのち専門家
から厳しい指摘を受ける事例も多数存在しております。地方創生の旗印の下に国が多額の交
付金を地方に拠出していますが、前述のような事例もさらに増加しており、徐々に国のチェ
ック体制も厳しいものになりつつあるというふうに思っております。

そのため、今回は当町も含む全国の過去の公営事業で多額の損失を出した案件について、
その原因を分析し、今後計画されている旧庁舎跡地利活用計画や上信道植栗インターのバス
タ計画など新事業も含め、将来にわたって町の財政を圧迫する重荷とならぬよう、公営事業
の計画手法について新しい視点を提案するものであります。

質問の項目。

その1、町の過去の公営事業、特に収益事業で計画どおりに進展せず、町会計から多額の追加補填をした事業について、これまでにその原因究明は行ってきたでしょうか。もし調査したなら、どのような方法で行っているでしょうか。また、その資料は公表されているでしょうか。

その2、新しい事業に着手する初期段階で、その採算性や収益性また波及効果など、どのような手法を用いて想定し、計画に織り込んでいるでしょうか。あるいは、これまで当町はそのような計画手法は用いていなかったでしょうか。

その3、現在計画が進んでいる旧庁舎跡地利活用計画ならびに上信道植栗インターのバス東吾妻の計画について、町長が計画実施の決断をした根拠は何でしょうか。

その4、これからの自治体事業は、EBPM、これはエビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー、訳しますと証拠に基づいた政策立案であります、これを町が調査・研究し、その3の計画、前述の計画ですね、及び今後の新規事業ともに、住民に対して必要十分な説明責任を果たすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上であります。この後、追加質問を自席にてさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、過去の公共事業で追加補填をした事業の原因究明と公表についてでございますが、過去の事例の一つに、国民宿舎榛名吾妻荘がございます。

榛名吾妻荘は、昭和39年に開業し、公共の宿として高原学校の児童生徒の受入れや、町内外からの多くの利用者に親しまれてきた施設でございます。平成7年には新館をオープンして事業を継続してまいりましたが、その後の社会情勢や経済情勢の変化も伴いまして、平成27年に事業の継続が困難であると判断し、公共施設のあり方検討委員会に諮問をいたしました。その検討、答申を受けまして、最終的に高崎市に売却処分する運びとなりました。その際の諮問の検討結果報告書につきましては、当時公表を行っております。

また、現在のこの役場庁舎につきましても、平成8年に岩櫃ふれあいの郷として温泉センターをオープンして以来、地域の活性化のため、町民福祉の増進や文化交流の向上に資する

複合型の施設として運営してまいりましたが、財政的な負担の増大や旧役場庁舎の老朽化に伴う建て替えなどの課題に直面して、公共施設のあり方検討委員会へ諮問し、その答申結果に基づきまして、役場庁舎に利活用する運びとなりました。この検討結果報告書につきましても、町のホームページにおいて現在も公表しております。

2点目の事業の初期段階における採算性、収益性、波及効果の想定でございますが、これまでの公営事業は、それぞれの事業の目的といたしまして、公共の福祉を増進させることが一番の目的でございます。採算性や収益性につきましては優先しておりませんでした。民間が参入できる事業は、あえて行政が行わず、また民間事業者が参入し難い部門については、行政が率先して取り組むというスタンスが重要であると考えております。

3点目の旧庁舎跡地の利活用とバスタ計画を決断した根拠でございますが、旧庁舎跡地活用につきましては、平成31年に策定をいたしました東吾妻町都市計画マスタープランにおきまして、住民が主体となった持続可能なまちづくりを基本目標の一つとして掲げております。

今回の旧庁舎跡地利活用の方針の検討につきましても、その目標の実現に向けた取組の一つでございます。この事業は、国が進める地方創生の推進に資することとなるため、町の財政状況を踏まえ、内閣府所管の交付金の活用を想定しながら、群馬原町駅南側地区のまちづくり計画の策定を進めているところでございます。

また、バスタ計画につきましては、現在JRバスにおきまして、草津から東京まで高速バスを運行しておりますが、上信自動車道の完成に伴い、運行経路を変更して、バスの速達化を図りたい旨の申出がございました。そこで、吾妻郡東部地域において、交通アクセスの利便性が高い植栗・中之条インター付近にパークアンドライド機能を備え、高速バスと路線バスの結節点を設置することが最も効果的であると判断をいたしました。また、同所は上信自動車道を利用する一般車両も多く見込まれるため、上信自動車道のパーキングエリア的な機能も併せて持たせることにより、地域の活性化も見込めると考えております。

いずれにいたしましても、今後計画を策定していく中で、収益の見込める事業については、事業の持続可能性を考える上で一定の採算性も必要であると思っておりますので、マーケットサウンディングなども行いながら検討していきたいと考えております。

4点目のEBPM（証拠に基づいた政策立案）と住民に対する説明責任でございますが、EBPMサイクルは、今後各種事業の持続可能性を担保する上で重要なキーワードとなると思っております。旧庁舎の跡地利用やバスタ計画はもとより、新規事業においても町民皆様への十分な説明を行い、広くご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 町長、ご答弁ありがとうございます。

まず、1番の質問から、追加でちょっとお尋ねしたいと思います。

公共施設あり方検討委員会、こちらのほうで検討した上でその後の処分を決定していったということでありますけれども、肝腎のその原因、何が一体よくなかったのかなということについては、内容というのはそこに出ておりますか。ちょっと私はそこまで確認できていなかったもので、その原因について、しっかりと語られているかというのがありますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 公共施設のあり方検討委員会の答申につきましては、その原因につきましても記載してはないかというふうに考えております。

吾妻荘につきましては、東日本大震災におきまして状況が変化しております。また、近隣の、近くの伊香保温泉に低額で泊まれる旅館等ができてまいりまして、国民宿舎というのは低額というものが売り物でございましたが、それがなかなかお客様を引きつけるものではなくなったというふうなことも手伝いまして、非常に厳しくなったということでありまして、指定管理者も、もうこれでやっていけないということで、指定管理者が手を引いてしまったというところでございます。そのようなことでございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 公共施設のあり方検討委員会、そちらのほうでいろいろとご検討いただいたということで、結果は承知しております。ただ、やはり今後のいろんな様々な事業を町が手がけていく上においては、やはりこのうまくいかなかった原因という、このポイントはしっかり押さえなければならぬのではないかというふうに思います。

過去のことをいろいろ申しても、もうこれはしようがありませんので、今後事業の見直しあるいは事業を閉めるというような、そのような不採算を原因として、そのような事業閉鎖ということがありましたら、ぜひ原因調査、徹底的にやっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、それぞれの事案におきまして、原因を追究して将来のために生かすというものが重要かと思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） それでは、質問の2番のほうに行きたいと思います。

その町長のお答えで、公共福祉を目的としてその事業は行ってきたというふうなお答えだったんですけども、私これ、実際自分が確認できるだけの資料を見て、どれだけの資金が投入されたのかというのは、実は見てきました。

全部を把握しているわけではないんですけども、国民宿舎並びにこの温泉センター、どちらも多いときで、やはり1億円規模の補填をしているわけです。これ、単年度で多いときで1億円というふうな、おおよそですけども出ておりました。これがずっと経過的に数千万から、それこそ億に近い数字が累積でというふうに考えますと、到底公共福祉を目的にしたという理由があったとしても、やはり税金の使い方として、町民の皆さんの納得を得られないんじゃないかというふうに思うわけです。この点、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、町民の皆様が温泉につかっていただいて、リラックスしていただいて、英気を養っていただくということは、非常によいことなんですけれども、それに伴う経費が大変な価格に及ぶということは、町自体への大きな将来的な損失になってくるわけですので、当然そういうものは見直して、廃止まで考えていくということが必要かと思えます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） そうですね、本当に今後の事業については、その点をぜひとも熟慮していただきたいというふうに思います。

これまで、公営事業や収益事業を全国的にうまくいかなかったということで、その事業を計画するに当たって、またそれを実施するために必要な事項というのは何があったかというのは、お答えいただけますか。いいですか、私のほうから言わせていただいていいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○3番（井上日出来君） これまで、行政における公営事業であったり、あるいは収益事業、主として地元の合意形成それから予算措置、この2点が整えばゴーサインが出されていたんです。これがベースになっています。一番重要なものが何かといいますと、収益事業において重要なものというのは、いわゆるマーケットをちゃんと見て事業計画したのかどうかということであります。肝腎なその顧客に対して目が向けられずに事業が進められたために、途中でこけてしまうというようなことが、これは全国で、当町だけじゃないんです、全国でも

う本当にたくさん事例があります。

そういったことを、ちょっと顧みなければならぬんじゃないかというふうに思います。そういった今までのやり方というのが、ちょっと顧みる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、非常に自治体が行った事業が破綻をしてしまうということが、かなり見られてきたわけでございますので、今後とも我が町の行うような事業につきましては、慎重にマーケティング等も視野に入れながら、かつ町民の福祉のために、重要でかつ非常に効果のあるものを進めていくことが必要かと思っています。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ぜひとも採算性ということ、今後の新規事業については、ぜひ執行部の皆様、忘れずに熟慮していただきたいというふうに思っております。

その次の、その3の質問になりますけれども、現在計画が進んでいる新規事業、こちらについてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、バスタ東吾妻についてであります。この計画が公表された最初の時点から、当初から植栗インターのところというふうに提案をされているわけですが、この設置場所の選定方法はどのように決められたのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） バスタ東吾妻につきましては、やはり上信道開通の折に、上信道の効果というものを効果的に活用していくということが必要でございますので、そういった場合に、この吾妻郡東部地域にとって非常に重要なインターが植栗・中之条インターにあるということでございます。そして、これを東吾妻町、中之条町、高山村で協力して、これを建設していくということに目標を定めているところでございます。

高山村の、特に尻高地区につきましては、このインターを利用するということは確実にございまして、中之条町の住民がこれを利用する、あるいは高速バスに乗るといったものが大変見込まれます。何と云っても、地元東吾妻町につきましても、パークアンドライドの駐車場に車を置いて東京地区まで行くという、こういった若者がこういった中山間地域にいて、そして手軽に東京、首都圏へ行けるということが、この中山間地に住んでいてもできるんだということで、若者定住そしてまた子供たちを育てていく、そういうことにつながっていくというふうに考えております。

今後もこの3か町村協力しながら、このバスタを建設して目標達成してもらいたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 丁寧にご説明をいただいたんですけども、一番肝腎な、その選定方法はどのように決められたんでしょうかということについて、もしお答えがなければそれでもいいんですけども、選定方法は。

（「一番いい場所だということ、使いやすい場所」と呼ぶ者あり）

○3番（井上日出来君） 一番いい場所ということですね。一番いい場所、使いやすい場所というご判断ということによろしいですね。分かりました。

では、引き続き質問させていただきます。

町民の意見聴取、事前の町民の意見聴取が十分とは私は思っておりません。最初から植粟にというふうにおっしゃっているのが、この広い東吾妻町で、全町的な賛同を得られるとはちょっと考えにくいのであります。その他の地区、植粟とその周辺はよろしいかと思うんですけども、例えば岩島であったり坂上であったり、そういった地区の住民の皆さんには、どのように説明をしていくんでしょうか、お聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、パーク・アンド・ライドの駐車場を造るということは、東吾妻町で植粟地区から離れた地域におきましても、マイカーに乗って来て、そこに置いておけば、高速バスも利用できるということでありまして、こういったものを町内幾つにも造るというわけにはまいりません。その費用がかかるわけでございますので、そういったことを考えれば、そういった集約して、そして住民の皆さんが平等に、安易に、使いやすい場所にしていくということが、この植粟・中之条インターで見込まれるということでありまして。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 町長、おっしゃっていることは理解をいたしますが、私が問いたいのは、なぜ植粟なのかという根拠に基づいた説明。要は、ほかの地区の住民の方たちが、ああそれならって理解していただけるような、ご納得いただける説明というのができないものかなというふうに思うわけでありまして。

なので、根拠をもって他の地区の町民の方々に説明ができるようにしていただきたいということでありまして、そこを酌み取っていただきたいと思います。以上、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、どうして植栗でなければならないかということでございますけれども、いろんな地形的な、東吾妻町の地形的な問題、上信道の道路の線形の問題等から見て、植栗・中之条インターというものが、非常にこの吾妻郡東部にとって格好の効果的な場所だということは、お分かりになると思います。これは、それにつきましては、今後も十分に説明してまいりたいと思っています。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ぜひ、町民のご賛同を得られるように進めていただきたいと思えます。

その次、旧庁舎跡地利活用計画についてお尋ねをします。

プランニングを東洋大学のほうに外注されているわけですが、この外注をする前に、町民からの意見聴取であったりとか、あるいは要望調査などは実施されましたでしょうか。それとも、そういうものがない白紙の状態の外注に出されたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、総合計画また都市計画マスタープランなどに基きまして、上位計画策定時の意見聴取等を参考として行っております。また、東洋大学の皆さんの1つのプランにつきましても、説明会等でご意見をいただいております。ご存じだと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） マスタープランを参考にするというふうにおっしゃいましたけれども、マスタープランというのは、ざっくりと、町の割とざっくりとした計画というふうには認識しております。

この旧庁舎跡地の問題については、これはもう具体的に出てくるわけですから、またそのときと恐らく調査方法も、あるいは町民のお答えも、かなり違うと思うんです。なので、そこはやはり外注に出す前に、まずは住民の意向調査、これをやるべきだと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 意向調査につきましては、総合計画、都市計画マスタープランなどに

よって行っております。また、駅前地区の人には、また個別にその意向調査等も行っておりますところでございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 重ねてお聞きをします。東洋大学のほうにプランニングを依頼する段階で、町からどのような条件を提示して依頼をされたのでしょうか。金額だけではなくて、プランニングの内容に関することや物理的な条件でありますとか、そういった制約、その辺も含めてどのような発注の仕方をしたのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東洋大学に依頼する段階で、計画の範囲ですとか期間、上位計画、関連計画等の整備、そして住民の意向の確認などがございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 私自身も、その周辺の方のお話を少しお聞きしているんですけども、話を聞いていないよという方もいらっしゃいますので、重ねて、座談会とか説明会、地元住民への意見交換会など、忌憚なく意見交換していただけるように、ぜひともお願いをしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まだ東洋大学の計画プランが、最終的なものが出てきているわけではございませんので、当然こういったものができていく段階で、地域住民の皆様のご意見等もまたお伺いするということになるかと思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） それでは、質問項目の4番目の追加質問をさせていただきたいと思っております。

全国的に公営事業が失敗する例が多いと先ほど申し上げましたけれども、この成功確率、事業の成功確率を上げる方法について、町長は何か基本的なお考えというのはお持ちでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、事業につきましては、やはり十分な事前の調査が必要でございますし、またそれに対応する国の事業あるいは県の事業、そういった助成事業というものがあるかどうか、そういうものを確認していかなければならないというふうに思っております。

また、その事業が成った場合には、その維持していく、運用していく、そういった費用につきまして、しっかりとした見通しがあるのかどうかということも必要でございます。政策のコストと効果の関係でございます。

そのようなことで、公営事業政策につきましても、しっかりと十分な調査、計画そして整備、見通し計画というものを大いに十分に行って、そして実行していくことが必要かと思えます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） この事業の成功確率を上げるためのその方法、これについては、他の自治体なんかでは、もうすでに導入をし始めているところがありますけれども、まず一つ、ビッグデータの活用であります。これは、IT関連企業と連携をして、ビッグデータを活用して当町の様々なデータを拾い出して、そこをベースに政策立案を考えていくという手法であります。こういったものを、当町でもぜひ取り入れていったほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけでありましてけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、このいただいた表ですか。

（「それはまた違います」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） 違うんですか。そういったものも、当然活用していくことが必要かというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 当町は今現在、AIであったりRPAであったり、またGISとかそういったデジタル関連の導入、かなり頑張ってもらっているなというふうに私は見ております。そういったものを活用していく上で、総務省が今非常に頑張ってもらっているんですけども、総務省統計局が、この先ほど申しましたEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカーリングですね。証拠に基づいた政策立案。証拠といいますのは、統計データをベースに政策立案をしていくと、要は、限られた予算でより多くの効果を上げることができるという発想であります。こういったものを導入していただきたいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、井上議員からのご提案でございます。こういったものにつきまして、またその内容を深く理解しておりませんので、今後こういうものをよく研究、勉強いた

しまして、こういったもので進めていくのがいいか、そういうものを判断しながら行ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） それでは、お手元にあります資料をご覧くださいと思います。

議員の皆様におかれましては、タブレットの中の私の名前がついたフォルダの中に資料がありますので、チャートがありますので、それをご覧ください。

ちょっと時間が短くなってきましたので、手短に、なるべく手短にしたいと思います。

チャートをまずご覧になっていただきたいんですが、これは政府統計のe-Statというシステムから私が抽出をしたものであります。これは東吾妻町の産業及び雇用創造チャートというものでありまして、横軸が、これが稼ぐ力の指標になります。縦軸が雇用力の指標となります。このチャートの見方として、一般的にこの横軸の指標の1、下に小さく数字が入っているのでちょっと見にくいんですけども、指標の1よりも右側にある産業分野については、当町の基盤産業とみなすことができるという評価になります。稼ぐ力というのは、簡単に申しますと、町外からお金を稼いで持ってこられる、そういったことを指数で出しているということでありまして。

お断りしたいのが、これ一つ一つ黒い点にその産業分野が書いているんですけども、これは実際ホームページで見たときには、これが一つ一つには載っていません。全部対照表になっているものですから、それを見ながら、私のほうでちょっと見やすくするためにこれをつけさせていただきました。よって、もしかしたら、ちょっと誤植がある可能性がありますので、そこはご理解を賜りたいと思います。

一番この右、斜め上ピンクのエリアになるんですけども、そちらのほうは、稼ぐ力があって、なおかつ雇用力もあると、非常に秀逸な産業分野であるというふうに言うことができます。その隣の黄色の部分に関して言うと、稼ぐ力というのは少し弱含みなんですけれども、雇用力が非常に高い産業分野で、その下側、緑の部分になりますけれども、その産業分野は、稼ぐ力はあるんですけども、そんなに人を雇えていない分野というふうにみなすことができます。

あくまでもこれは指標、指数でありますので、実際にその産業分野ごとの総生産額ですとか、そういったものを考慮して政策立案をしていかなければならないんですけども、例えばこのグリーンのところ、緑のところと言いますと、稼ぐ力があります。ただ、雇用力がそんなに上がっていないということは、この産業分野に対して、雇用を増やすための政策など

を町のほうでいろいろと提言をしてあげる。もしくは、国とか県からのそういった関連の補助金とかそういったものを、町がアドバイザーとなってそういった産業分野に投入していくとか、そういうことをすることによって、町の雇用を増やしていったりということが可能になってくる。これはあくまでも、まだ仮定の話であります。実際に政策立案する場合には、もうちょっと精密に調査をする必要があると思いますけれども、これは一つの例として考えていただきたいと思います。

政府のこの統計、この事業自体は6年前にスタートしました。政府のほうは、地方自治体に対して、これを活用してくださいということはかなりうたってきております。ですので、当町でもこれをぜひとも活用して、政策立案に役立てていただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 利用できて、よい方向に、町の発展のためによい材料であれば、使っていきたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後2時10分といたします。

(午後 1時58分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、10番、竹淵博行議員。

10番、竹淵議員。

(10番 竹淵博行君 登壇)

○10番（竹淵博行君） ただいま許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

いと存じます。

森林環境譲与税についてお伺いいたします。

この法律は令和元年度より施行され、令和6年度より賦課徴収を市町村が行うことで、納税所得者からは個人住民税均等割を引き上げ、国税分年額1,000円をご負担いただくわけでございます。山林所有者であるなし関わらず賦課徴収をする法律であり、町民の関心が高まりつつあります。

新しい国税として森林環境税が創設され、その財源を使用する森林環境譲与税の運用が令和元年から始まりました。森林環境譲与税が何を目的に始められ、どんな用途で使用されているのか、そして町の将来にどのような影響が及ぶと見込まれているのか、町長の見解をお伺いいたします。

1つ目として、森林環境譲与税の目的が示され、町長としての見解をお伺いいたします。

2つ目として、町の取組として、現在2と書いてあるんですが、正確には4事業あるが、現在と今後の取組をお伺いいたします。

3つ目といたしまして、主事業である森林整備の進捗状況をお伺いいたします。

4つ目といたしまして、森林整備に関する業者の選定及び人材育成の取組についてお伺いいたします。

5つ目として、システム整備についての方針をお伺いいたします。

6つ目といたしまして、今後の課題とその解決に向けての方針をお伺いいたします。

この後は、町長のご答弁を頂戴いたしまして、質問があるようであれば再質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、竹渕議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、森林環境譲与税の目的が示され町長としての見解でございますが、1つに森林の整備に関する施策、2つ目に森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策と法律には規定されております。町としても、法律に基づいた施策を行っていきたいと考えております。

2点目の、町の取組として現在2事業あるが、現在と今後の取組でございますが、木材製

品等流通促進事業につきましては、町内産木材の流通に対して、令和元年度より補助を開始し、令和3年度実績では3事業者に約550万円を補助しております。今後、町内産木材の流通量が多くなり金額も増額いたしましたら、要項の見直しも必要になると考えております。

次に、森からの贈り物事業につきましては、昨年度より事業を開始し、新生児訪問時、4か月、1歳、1歳6か月健診時に、木製玩具及び食器を贈呈しております。令和3年度では約95万円使用いたしました。今後の取組につきましては、現在は町内産木材を使用しておりませんが、今後は少しでも町内産木材を使用したものを購入できるよう、検討していきたいと思っております。

3点目の、主事業である森林整備の進捗状況でございますが、今年度より町で預かった経営に適さない森林で、手入れが行われていなかった人工林の間伐を実施する予定でおります。今まで手入れが十分に行われなかった森林の整備が進み、自然災害の防止や水源涵養機能の向上が図られると思っております。

4点目の森林整備に関する業者の選定及び人材育成の取組でございますが、まず初めに町内事業者が森林整備ができるか確認し、できる事業者があれば入札に参加をしてもらいたいと思っております。人材育成の取組につきましては、林業でも担い手の確保が課題となっており、群馬県とも相談しながら担い手確保を行っていききたいと思っております。

5点目のシステム整備についての方針でございますが、現在行っております意向調査内容を林地台帳管理システムに入力して、情報の効率化が図れるシステムにしていきたいと考えております。

6点目の、現在の課題とその解決に向けての方針でございますが、1つは林業の担い手の確保があると思います。全国の先進地事例を参考にしながら、担い手確保に努めていきたいと思っております。2つ目には、町内林業関係の低迷がありますので、森林環境譲与税を使って、町内林業の活性化が図れるよう考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ありますか。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ご答弁ありがとうございます。

大分よくできた答弁だというふうに思っております。現在取り組んでいる木材の流通の促進事業ですね。これについても、担当課のほうと話をさせていただいた中で、きちっとそれが反映されているなというふうに思っております。今後、限られた予算の中で、やはりこ

の補助金がだんだん多くなっていくということになると、やはり肝腎な主事業である山林の現場に入って野外作業すると、この費用が、ある意味圧縮されるというか、あまり確保できないということにもつながりかねないので、その辺のバランスをぜひうまく取っていただいて、担当課にはその辺を指示していただいて、きちっとやっていただきたいというふうに思います。それは町長のほうも答弁のほうに、見直しも含めてということでございましたので、ありがとうございました。

また、森からの贈り物事業、これについては、非常にいいことをやっているなというふう感じております。しかしながら、これも町長の答弁の中にあっただけですけども、これの実際の事業を行っているのは、保健福祉課のほうで担当なさっている。そういった中で、要項をつくられて、そしてプレゼントをされる方に対して、ちょっとしたパンフレットの的なものも用意してあると。非常にいいことが書いてあるんです。

しかしながら、町長もご存じだと思うんですが、この法律が制定される以前であれば、ここに書いてありますけれども、乳幼児に対して地域産材を活用したと書いてあるんですよ、ここに。ですから、この法律ができる前であれば、これはある意味、群馬県産材でもという多分発想になるんだと思うんです。ただ、この森林環境譲与税が制定されてからは、この意味合いが今度はがらっと変わるんです。地域産材というのは東吾妻町の木材という、こういうイメージになるんだと思うんです。だから、ぜひこの辺は、町長の答弁にもございましたけれども、今後で結構なんですけれども、なるべくそういったものを使って製品にさせていただくようなご努力、または町長のまた答弁にもありましたけれども、地元でできるのであれば。

これ、あれですかね、おもちゃだと、うちの町の福祉事業所ですか、これで多分作っていらっしゃる場所があるのかなと。そういったところも、ぜひご配慮いただいて、この事業がますます活性化されればありがたいなというふうに思うんですけれども、ただこれも、予算の中では、やはりとりあえず100万円ぐらいかかっていると。そうすると、例えば今年の森林の間伐だとか、そういったものの費用というのが、約500万円ぐらい見込まれているようです。そうすると、100万円というその比率が非常に大きいんですよ。確かに、裾をもう広く捉えています。そういった中では、その材木を流通させる、またはその消費にも向けるというようなこともありますけれども、あまり裾が広がるようなことだと、やはり主事業である森林の間伐等々の費用が圧縮されることになりますから、その辺もぜひご努力いただいて、そういうような方向で事業を推進して行ってほしいというふうに思います。

せっかくなので、この質問を行うに当たり、当然ながら税務課さん、または総務課だとか農林課だとか、いろんなところの課長とお話をさせていただきました。環境での話とすると、町の取組とすれば、地球温暖化対策推進法というのは当然法律が制定されて、町とすれば東吾妻町地球温暖化対策実行計画というのがあるんだと思うんです。そして、これは町民課さんが主幹だと思うんですけれども、そういった中でこの取組というのがなされている。これは大変すばらしいことだと思うんですけれども。

ただ、これを見ると、当然ご存じだと思うんですけれども、2030年これが目標なんだと思うんです。そうすると、なかなか今3分の1ぐらい来て、数字もある程度捉えていますけれども、10%ぐらいは削減されていると。これを加速化させるためにはどうしたらいいかということもあろうかと思えます。これは、通告書の中に、細かい部分ではありませんので、質問になるかどうか分かりませんが、答えられる範囲で答えていただければありがたいというふうに思います。

そしてまた、その中には公共施設、各担当課が持っているいろんな施設だとか、そういったものの、やはりエネルギー的な削減というんですか、それが目標値とされているわけですが、また総務課さんにおかれましては、これが東吾妻町公共施設等総合管理計画というのがあるんです。これは、基本的には、目的が環境ではなくて、経営的な概念から、要するに公共施設の見直し等を図っているということなんです。これは分かっています。しかしながら、町民課が持っている部分と、やはり総務課さんの今私が言った部分というのは、切って切り離せないんです。これを一緒になってやっぱり取り組んでいかないと、やはり環境整備というのはできないんだというふうに思いますけれども、その辺、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地球温暖化防止ということでございまして、森林自体は苗から大木に育っていくまで、二酸化炭素を吸収して、その成長段階で酸素を吐き出していくということで、地球温暖化に大変効果があるということでございます。そのようなことで、森林を大いに力強くするという事は、森林整備をしっかりとすることでありますので、その点はしっかりと確認をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、公共施設につきましても、再生可能エネルギー等を使っていくことが必要かと思っております。我が町は、県内初のPFI事業で、箱島湧水を使った小水力発電所を稼働させているところでございます。また、この太陽光発電によりまして、コンベンションホールを

災害時の避難所とする場合の電力を蓄電する装置というものを取り付けております。また、これは各校の体育館でも同じような取組をしておるところでございます、そういったことを通じて、脱炭素社会の実現に向けて町が徐々に取組を強めていくということでありまして、この方向性というものは、このまま続けてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

それであれば、なおさら、いろんな事業があるんだと思います。まさに今回のこの森林環境譲与税というのは、環境を目的とした事業であると。今までであれば、1つの事業に対して環境というものが、後である意味ついてくるという、またつけなくちゃいけないというようなものが結構あったんだと思います。

そういった流れの中で、例えばですけれども、公共交通のことについてもそうなんですけれども、いろいろ担当課がご苦労いただいてやっているということは、非常に分かるんです。分かるんですけども、結果的に町民の皆様方にアンケート調査をしていただいたその結果を見ると、要らないと言っているのと全く同じなんですよね。必要な人もいます。だからやるんだという発想もあろうかと思います。だけれども、町とすると、せっかく動かしているんだから、何とか町民に乗っていただきたい、利用していただきたい、こういう思いなんだと思います。けれど、今の現況の考え方であれば、要するに、私も含めてマイカー依存症ですから、ちょっとしたところでも車で行ったりするんですね。そんな感覚なんです。だけれども、ぜひ利用していただきたい。けれど、利用していただきたいという背景が、やはり町にきちっとやっぱり環境についての考え方、大きな意味合いでは、ないといけないのかなという気持ちで今います。

そういった中、町長の発言でもひしひしと感じましたけれども、ぜひゼロカーボンシティ宣言だとかカーボンニュートラル、そういったような意味合いで、大きな目標を掲げた中で、全課一丸となってやっぱり取り組んでいくと、そういったことにつながっていくんだと思うんですよ。何か皆さんいろいろご努力されているというのは分かるんですけども、まだまだちょっと縦割りで、うちの課はこういうふうに取り組んでいるんですけども、なかなか温度差があるんですよというのが、ある意味実態なんだと思うんですよ。

そういった中で、やはりゼロカーボンシティ、こういった宣言をすることによって、公共バスもそうですけれども、皆さん車を持ってますよね。けれど、月に1回でも2回でもいいから、公共バスのご利用をしてください。何のために、じゃそれをするんだという、そうい

った部分が、やっぱり今の町には足りないのかなというふうな気がしておりますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、町が地球温暖化対策、脱炭素社会に向けて、町民の皆さんにアピールする、理解をいただくような、そういった発信、大きな発信をすることが必要かと思えます。そういうことを行って、そしてまた役場内も各課連携を取って、この目標に向かって進んでいくということが必要かと思えます。竹淵議員のご提案、非常にいい提案だというふうに思えます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

そういったような、町長がかじを取るのであれば、やはりあまり動きが悪かったものが、やっぱり一気に動き出すんだというふうに感じております。これから4年間、そういった意味で、やはり真っ先に取組むのはこういったことじゃないのかなというふうに感じております。細かい部分についてはお聞きいたしません。町長の、やはりその辺の考え方、そういったものの指針があることによって、やはり各課が動いてくるというふうに感じておりますので、ぜひ今の答弁をお忘れなく実行に移していただきたいというふうに感じておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わりにさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今お話しされましたように、やはり地球温暖化対策、脱炭素社会に向けて、これからもしっかりと議会の皆様のご理解もいただいて、町民の皆様大きくご理解をいただいて進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、竹淵博行議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 弘 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、4番、高橋弘議員。

4番、高橋議員。

（4番 高橋 弘君 登壇）

○4番（高橋 弘君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

最初に、地方創生臨時交付金の活用についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む価格の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

令和4年度経済対策に掲げた4つの柱に含まれる事業は、1つ目、原油価格高騰対策、2つ目、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、3つ目、新たな価格体系への適用の円滑に向けた中小企業対策、4つ目、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援であります。予算額は1兆円であり、交付対象都道府県及び市町村の交付限度額が提示されたと思われませんが、この地方創生臨時交付金を活用するには、自治体が国に実施計画を提出する必要があります。当町では、生活支援、産業支援にどのような計画をするのかお伺いいたします。

続きまして、農業振興対策についてお伺いいたします。

東吾妻町は、県の北西部に位置し、耕作している標高は350mから800m地帯で、中山間地域であります。2020年農林業センサスによると、耕作面積は1,740ヘクタール、農業産出額95億円で、畜産部門70億円、耕種部門25億円であります。畜産関係は法人化が進み、大規模経営となり、養鶏産出額36億円、養豚産出額27億円で、養鶏の経営者は高病原性鳥インフルエンザ対策、養豚経営者はCSF対策を講じています。

一方、耕種部門では、農業従事者の高齢化や減少傾向に歯止めがかかっていません。東吾妻町第2次総合計画では、効率的な農業経営を促進するため、農地集積や土地改良を推進していますが、未整備の農地や狭い耕作地が多く、効率的な農業経営の障害となっています。本宿上の原土地改良事業の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

また、農地としての維持管理が難しく、耕作放棄地や遊休農地が増加傾向にあり、後継者や担い手不足が危惧されていますが、その対策についてどのようにしていくのかお伺いいたします。また、農業振興は、行政、農業団体、生産者組織と一体となり取り組んでいくことが大切と思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

引き続き、自席にて質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、高橋弘議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地方創生臨時交付金の活用についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大の防止と、コロナ禍により影響を受ける住民生活や地域経済を支援し、地方創生を図ることを目的に、令和2年度に創設されました。当町においては、令和2年度に3億7,800万円、令和3年度に2億800万円ほどの交付を受けております。

令和2年度及び令和3年度に実施した事業といたしましては、役場庁舎や学校など、公共施設の感染防止対策をはじめ、町民の皆様への生活支援や経済対策として商品券支給事業や、小規模事業者を対象に事業継続支援補助金、農業者に対する給付金や観光事業者の支援事業など、合計62事業を実施してまいりました。

今年度につきまして、令和3年度の本省繰越分が8,000万円と、今年4月に創設されました原油価格・物価高騰対応分の8,487万8,000円の、合わせて1億6,487万8,000円が交付限度額として示され、実施計画を策定しております。

事業の内容につきましては、本6月議会でご議決をいただきました補正予算で計上した事業が主なものでございますが、避難所における感染防止対策にかかる経費をはじめ、学校や温泉センター、キャンプ場など、観光施設の感染防止対策、また中小企業に対する支援事業などでございます。また、原油価格・物価高騰対策といたしましては、町民全ての皆様が物価高騰の影響を受けることを踏まえ、町民1人当たり1万円の商品券を支給して、家計の支援に加え、地域経済の活性化につなげるための事業と位置づけ、計上させていただきました。

2点目の農業振興対策についてでございますが、初めに上の原地区土地改良事業の進捗状況でございますが、5月11日の役員会において、上ノ原地区土地改良事業推進協議会が発足いたしました。今後の予定といたしましては、営農委員会の開催と、土地改良を実施する区域を確定した後、令和5年度に採択申請書を提出する予定でございます。

次に、耕作放棄地・遊休農地対策についてでございますが、耕作放棄地・遊休農地は、年々増加傾向の一途をたどっております。さらに、高齢化による担い手不足にも歯止めがかからない状況であり、新規就農者も年に数名程度という状況でございます。

このような中で取組といたしましては、農地中間管理機構を利用した農地の集積・集約化に取り組んでおります。令和3年度の実績といたしましては、町内2名の担い手に、8ヘク

ターの利用集積を行いました。本年度につきましても、町内2名の担い手に、4.8ヘクタールの利用集積を行う予定でございます。今後におきましても、農地中間管理機構を利用した農地の集積・集約化を積極的に推進するほか、関係機関と協力・連携し、認定農業者等の担い手による一層の農地の集積・集約化を進めていくとともに、新規就農者に対し、就農相談から就農、経営定着までの指導を行うことで、耕作放棄地及び遊休農地解消を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ありますか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） どうもありがとうございます。

それでは、また幾つか質問をさせていただきたいと思えますけれども、先ほど答弁の中にもありましたけれども、今回の6月の議会で国のほうから示された、7月29日だったと思えますけれども、この日までに申請書を提出すれば、6月議会で決まったことについては事業をしてもよろしいということでもよろしいのでしょうか。再確認ですけれども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのとおりでございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 分かりました。ありがとうございます。

この地方創生臨時交付金でありますけれども、コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者と生産者の負担軽減に資する支援事業というふうにあります。そして、4月の消費者物価指数を見ると、前年同月比で2.5%増加しております。特に電気代が21%、生鮮食品は12%値上がりし、生活困窮者は重い負担になっているというふうに私は感じておりますし、また明日の15日に振り込まれる本年度の年金額も、多分0.4%ぐらい減額されているんだというふうに認識をしておりますけれども、本当にこの生活困窮者に対する支援について、先ほどくらし応援商品券、これを1人1万円補助していただいているということでもありますけれども、本当に1万円が生活困窮者への支援策になるのかどうか、町長のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原油価格・物価高騰につきましては、町民皆様それぞれ平等にそういう状況になっておるわけですので、そのようなことから、町民お1人当たり1万円

の商品券ということで配布をさせていただくということでございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） くどいようでありますけれども、決してこの1万円が経済の活性化につながるというふうには、私自身は思っておりませんし、もう少し違う方法があるのかなというふうに思っているところでありますけれども。

また、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金、これが10万円、低所得の子育て世帯、生活支援特別給付金、これの対象は多分5万円だったと思いますけれども、これについての上乗せというものはお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上乗せということは考えておりません。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 特に、この中にもありますけれども、生活困窮者ということが書かれておりますので、ぜひこれについてもご検討をしていただきたいというふうに思いますので、これは強い要望でありますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、人間は毎日食べて生きているわけでありましてけれども、日本の食料自給率、これはカロリーベースでは約37%というふうに言われておりますけれども、これを支えているのは、やはり農業者でありますし、また漁業者でもあるわけでありましてけれども、こういった中で、ロシアによるウクライナ侵攻がありますけれども、こういったものを契機とした農業生産資材が非常に価格高騰しているわけでありましてけれども、この畜産関係を見ると、配合飼料であるとか、燃油の高騰時には農家を支援する仕組みがありますけれども、肥料向けの制度はないということでありまして、政府では農家が希望を持てる施策を考えたいというふうに述べておりますけれども、そこで当町では、生産者が将来に向け希望を持ち、農業を続けていくための支援策を行っていく必要があると思いますけれども、町長はこれについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 「国の本は農業だ」というふうな言葉もございまして。やはり農業は大変重要なものでございまして、国としても取り組んでおり、町としても県と協力しながら、できる支援がありましたら今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

先ほど答弁の中に、本宿上の原の土地改良の関係でお話がありましたけれども、5月11日に役員会を開いて、協議会が正式に発足したというようなことをおっしゃってありましたけれども、これについての具体的な青写真というんですか、そういったものはあるのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上の原地区土地改良事業の関係でございます。事業推進協議会が5月11日に発足をしたということでありまして、今後、営農委員会の開催等を行いまして、この土地改良事業を実施する範囲、区域というものを確定して、その後採択に向けた申請書類等も作成していくということでございますので、今後のこういった委員会等の手続を待って、町として把握をして、事業として対応してまいりたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） よろしくお願いをしたいと思えます。

特にこの上の原の土地改良の関係でありますけれども、水利、水の関係も併せて考えていかないと、なかなか農業振興する場合でも、露地の野菜であるとか露地栽培のみということではなくて、当然施設園芸の導入もあるかもしれませんので、水利関係についても、ぜひその中でご協議をしていただいて、水利が、水の便がよくなるようにお願いをしたいと思えますけれども、それについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上の原地区は、見てのとおり台地上の地形でございますので、水に関して非常に不利な点がございまして、土地改良事業につきまして、こういった水利施設等も対応して整備することができるなら、そういったものを考えながら事業を進めてまいりたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） よろしくお願いをしたいと思えます。

あとちょっと、肥料の関係になりますけれども、原油価格が非常に高騰しているというようなことありますし、最近ではガソリンがスタンドで1リットル176円ぐらいか8円ぐらいになっているかと思えますけれども、これは政府のほうで原油元売りのほうに、恐らく35円ぐらい多分補助をしているから現在の価格だと思えますけれども、それがなくなれば、も

う200円以上になっているというようなことだと思いますけれども、そういった中で生活をしていかなければいけないということで、非常に生活のほうも苦しくなっている方も出てくると思います。

そして、農業関係で申し上げますと、農業を行う場合、畜産と耕種部門、2つに分けますけれども、畜産関係については、農耕飼料であるとか灌木、要するに牧草でありますけれども、そういったものを輸入して家畜の飼料としてやっておるわけではありますが、それも非常に価格高騰しているということでもありますけれども、これはいろいろな積立金がありますから、支援制度があります。

しかしながら、耕種部門については、なかなか難しい部分があります。海外から肥料を輸入しておりますけれども、肥料の3要素、窒素、リン酸、カリウムがありますけれども、窒素につきましては尿素が主でありますけれども、この尿素も大体40%から70%ぐらい上がるようでありまして、リン酸でありますけれども、これも大体25%ぐらい上がる見通しであります。そして、カリウムについても80%ぐらい上がるというようなことを言っておりますけれども、これは肥料年度が6月から11月までだったと思いますけれども、こういう高騰をすることが予想されますので、ぜひこの肥料関係または農業を行っていく場合の生産資材、パイプハウスであるとか段ボールであるとか、いろいろなものがありますけれども、こういったものは非常に高騰をしておりますので、そういったところに、ぜひ補助というんですか、支援策をお願いしたいと思っておりますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原油価格の高騰から、大変農業に関して厳しい状況となっております。町独自で、施設園芸農家に関しましては、補助事業を実施したところでございます。議員おっしゃる家畜の飼料・肥料等々についても、非常に厳しい状況にあるということでございますので、今後の育成等も見定めながら、町としてでき得る支援、そんなに大きな支援ができるかどうかというものはちょっと分かりませんが、できる限りの支援というものを行っていきながら、してまいりたいと思っております。町の農業生産高の多くの部分が家畜、畜産の部門でありますので、こういうところも町への恩恵というものも今まであったわけでございますので、そういうものも踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ぜひお願いをしたいと思います。

それと、あと、これにも書いておいたんですけれども、農業振興はやっばり、行政、農業

団体、生産者組織と一体となって、やっぱり総合的に取り組んでいかないと、なかなか前へ進んでいかないというような状況があるかと思います。

前はよく、営農類型というものをつくりました。例えば、所得700万円を目標にする場合については、こういう営農類型がありますよというものを昔はつくった経験がありますけれども、これについて、町としてそういう営農類型はどうなんですかということを、先ほど担当課長にちょっとお聞きしたわけでありましてけれども、前に、振興協議会の会議だったと思いますけれども、それらしい資料をちょこっと見た記憶がありますけれども、それは何ですかとお尋ねしましたら、それは認定農業者を認定する場合の基礎資料となるものですよというふうなお答えが返ってきましたけれども、ぜひ農業経営として自立できるような営農類型、こういったものをつくって、農業振興に役立てればいいのかというふうに思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご意見でございます、営農類型ですか、こういったものを利用して、また農業者のためによいものであるということであれば、そういうものもつくって今後は進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋弘議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日6月15日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時59分）

令和 4 年 6 月 15 日 (水曜日)

(第 3 号)

令和4年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第3号)

令和4年6月15日(水) 午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 洸 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山野 邦明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武井 幸二 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議会事務局任
主 田 中 康 夫

議会事務局長 西 卷 雅 子
議係

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 里 見 武 男 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、7番、里見武男議員。

7番、里見議員。

（7番 里見武男君 登壇）

○7番（里見武男君） おはようございます。

須崎議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問の項目としては、国は東日本大震災の教訓を踏まえ、国土強靱化基本計画が策定され、基本法に基づき、大規模自然災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる強さとしなやかさを備えた地域経済社会の構築に向け、東吾妻町の強靱化を推進するため、

令和4年3月に東吾妻町の国土強靱化地域計画を策定いたしました。

その計画について、一般質問をさせていただきます。

質問の要旨として、4点について質問いたします。

最初に、私たちの安全・安心を守ってくれる消防団員の数が条例定数の333名に対し、296名にとどまって、毎年、消防団員の減少が見受けられるように思いますが、早急に団員の確保対策をお願いしたいと思えます。

また、機能別消防団員の導入について、お尋ねしたいと思えます。

大規模災害限定の機能別消防団員の導入は大規模災害時に通常の消防団員では対応できないとして、各自自治体で導入が進んでおり、一定規模の災害に限って出動し、避難誘導や安否確認、避難所での対応等を行い、震度5以上の地震や大雨警報が発令された場合など出動の目安としています。

今後予想される災害に備えて検討する必要があると思えますが、町長の考えをお聞きいたします。

2番目として、平成28年4月に発生した熊本地震では死者225名、住宅の全半壊が4万棟を超える甚大な被害となりました。

このときの対応においては多くの市町村は大規模災害への対応経験はなく、職員数も限られているため、膨大な災害応急対策を被災市町村単独で的確に対応することが極めて困難でありました。

熊本地震の対応においても広域的な応援、受援に具体的な運用方法、役割分担が確立していないこと、応援の受入れに当たり、県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災自治体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱が見受けられました。

以上のことにより、我が東吾妻町大規模災害に備え、他の自治体からの応援職員の受入れ手順を定めた受援計画について、先日、新聞の記事で策定済みは県内14市町村、未策定のうち12市町村が22年度までの見込みを示し、23年度以降は5町村であり、残り東吾妻町を含む4市町が策定未定となっている記事を読みました。

この内容について、なぜか伺います。

3番目として、先日の議員全員協議会で同僚議員が質問しましたが、要介護者、身体障害者や重度知的障害者等の自ら避難することが困難な人や高齢者のみの世帯など避難確保の個別避難計画の策定について、お尋ねしたいと思えます。

個別避難計画策定の第一段階として、高齢者や障害者などのうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため、支援を要する避難行動要支援者の人は町内で令和2年10月1日現在、827名の方の登録があるが、高齢者社会に向けて、ますます対象者が増えていく中、策定予定はありますでしょうか。

最後に、金井地区の町道1126号線は道幅が狭く、災害時に緊急車両が侵入できず、平成15年拡幅工事の陳情を行い、議会において採択されましたが、実現せず今日に至っております。

このたび、東吾妻町の国土強靱化に関する交付金補助金対象事業となり、事業期間は2022年から2025年度となっており、期待しております。

町長の思いをお聞きいたします。

あとは、自席にて質問いたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の消防団員の確保対策、機能別消防団員の導入についてでございますが、現在、消防団員数は291名で、条例定数に足りておりません。

消防団員の確保につきましては、各分団幹部等から町内の若者に入団の声掛けを行ったり、詰所に団員募集の掲示をしたり、出勤旅費の増額などの対策をしているところでございます。

町の人口が減少している状況から条例定数の見直しも今後必要になると考えております。

機能別消防団の導入につきましては、今のところ特に考えておりませんが、大規模災害時は自衛隊からの派遣や災害協定に基づく人的派遣を中心に対応いたします。

現状の消防団員にもできる範囲で避難誘導や安否確認も従事してもらう予定でございます。

また、機能別消防団とは違いますが、町では消防団支援隊が100人ほどおります。支援隊員は火災以外の災害時についても団長の要請で活動を行います。今後も必要に応じた災害体制づくりに努めていきたいと思っております。

2点目の大規模災害に備えた受援計画についてでございますが、群馬県に確認したところ、県内市町村の策定率は約4割となっております。当町におきましては杉並区を中心とした9市区町村で組織をします自治体スクラム支援会議において、災害時の受援・支援計画を平成

29年に策定しております。令和3年には物流に加えて、人的な内容も追加して改定をいたしました。

また、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うため、令和3年度に東吾妻町業務継続計画を策定し、災害応急対策業務や通常業務の優先度について定めたところでございます。

このようなことから受援計画を定めていませんが、今後、多方面からの受援も災害時には十分考えられるため、他の自治体の状況等も参考にしながら、策定の必要があれば、検討していきたいと考えております。

3点目の個別避難計画の策定予定についてでございますが、現在、個別避難が必要な方のリストアップを行っているところであります。地域福祉計画、地域福祉活動計画の重点的に推進する施策として、個別避難計画の策定を設定いたしました。策定までには要支援者と支援関係者の状況を把握することや避難する際には支援や配慮を必要とする方の避難場所やその支援者を事前に決めておく必要があり、それを周囲の人と共有しなくてはなりません。円滑な避難をするための関係者間の協議に多くの時間がかかります。

地域福祉計画、地域福祉活動計画における目標として令和5年度以降に着手、令和8年度までに作成完了といたしましたが、できるだけ早く策定できるよう、取り組んでいきたいと思っております。

最後に、金井地内の町道1126号線の道路改良工事へのご質問にお答えをいたします。

この事業につきましては、議員ご指摘のとおり、平成15年に当時の吾妻町議会へ金井区長から陳情書が提出、採択をされました。その後、町村合併を経て、平成22年度に測量設計の予算化がなされ、事業に着手いたしました。関係地権者のご理解が得られず、概略設計の線形案のみで、事業を休止した経緯がございます。

しかしながら、令和2年に金井区より区の総意による事業実施への確認が取れたとの再度の強い要望があり、建設課で当時の経緯等も踏まえながら、地元役員さんと再開に向けた協議を重ねてまいりました。

その結果、昨年度に再度の予算化を認めていただいたことから、地元役員さんの積極的な協力を得て、改めて関係者説明会を7月に開催できたことから10月には線形案の再検討を含んだ概略設計に着手することができました。

この業務では前回の測量成果を基に経年による地形条件の変化を最新の状態で把握し、これについては住宅や太陽光パネル設置などを言っておりますけれども、現在の道路設計基準

を考慮した計画づくりを行うことでより安全で利便性の高い道路の線形を完成することを目的にいたしました。

また、過去の測量成果を無駄にすることのないよう、できるだけ費用を抑え、効果的な業務発注も心がけました。

この成果を地元役員さんと相談して、今月中に関係者説明会を金井公民館で開催することとなっております。

この会議結果を踏まえ、今年度中には道路の詳細設計を完成させて、来年度に用地測量を実施して、地権者との用地交渉へ入っていく予定でございます。

現段階では、このような工程で進めていく予定で、順調ならば令和7年度より改良工事に着工したいと考えております。

議員よりご質問の東吾妻町国土強靱化地域計画については、他の路線と同様、事業計画を位置づけ、幅広い国の交付金、補助金に対応することができるよう、記載したものであります。

この活用だけに捉われることなく、社会資本整備総合交付金の活用など、有利な財源確保を精査し、道路事業へ充当することができるよう考えてまいります。

引き続き住民の方が安心して生活できる道路計画を推進していけるようご指導とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 先ほどですね、消防団員の減少ということで、全国的にそうなんですが、当町も6分団とラップ隊があると思いますが、各分団が平均的に団員が減っていくような状況ならいいですけども、分団によっては減少率が高いような分団があると、これちょっとまずいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 定数は333人ですが、現在291人ということでございまして、全体的に減少している、各地区ですね、減少しているというふうに考えています。

また、役場職員の団員は56名いますので相当な力になるというふうに考えております。やはり中心的な団員に職員を入れることで、また、強力な活動ができるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 条例定数は各自治体で決めていると思いますが、人口や人口密度によっていろいろあると思うんですが、そのほかに当町としてはその条例定数を定めるに当たって、どのようなことで決めておりますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、東吾妻町は合併によりましてでき上がっているものでございます。各地区の状況を踏まえて、その歴史的なものから333名ということになっているということでございます。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） この消防団員の数というのは条例定数ですか、平時の災害のときの定数であって、例えば、大災害のときはどのような行動を示せばよろしいのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この定数につきましては大規模災害とか平時とかというそういうものは考えておらず、通常我が町で起こり得る災害に対応する人数ということでございます。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 全国の消防団員が減少している状況で、消防団においては女性の能力が発揮できる役割が拡大している。そんな中、防火診断や予防業務への従事ならば、入団してもよいという女性団員が徐々に増加しているように見受けられます。

当町では、その女性消防団員、全国には約1割いるらしいんですが、当町はゼロということで、今後どのように持っていきたいと思いますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 残念ながらまだ女性の隊員はゼロということでございます。

しかし、今、議員がおっしゃるように、業務によっては、女性も対応できるものもございますので、今後は女性隊員も入れていくという方向で、考えております。

以前は、婦人消防隊というのがあって、婦人会組織、そういうものがありましたけれども、現在はそれもなくなっておりますので、元気な女性が入っていただければ、活気づくんじやないかなというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 私もこれ消防のことで、ちょっといろいろ調べたんですが、私も以前

勤めた会社で火災があると、従業員がみんな消防団の人が結構いますので、すぐ職場を離れて、現場へ駆けつけて行って、また終われば戻ってくるというようなあれでしたが、そんな中で、ちょっと言いましたら、市町村消防団協力事業所という市町村が発行するマークがあるらしいんですが、こういったものを各協力してくれる事業所に配付というようなことを検討しているのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 事業所によっては大変消防団員を出していると、表彰の制度というものがあるんですけども、そういった印章を配付するということはやっております。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 私は地元出身ではありませんが、昔は青年団等の活発な組織があり、若人が率先していろんな行事に参加して、町も結構にぎわっていた話を聞きます。

消防団においても、団員を辞める人が後継者を見つけるようでしたが、今は時代も変わって若い人の入団が難しい状況です。

ぜひ、入団しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。

続いて、避難行動要支援制度について、お聞きします。

要支援者の定義について、お聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、要介護認定3から5を受けている方、身体障害者手帳1、そして2級の第1種を所持する身体障害者、療育手帳Aを所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者で単身世帯の者などということになっております。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 当町では827名の方の登録があるということなんです、この中でいろいろこの登録を行うに当たって、性別、生年月日いろいろあると思うんですが、それで、避難ができない理由とかというものを聞かなきゃいけないと思うんですが、それが先ほどの町長がおっしゃいましたいろんな障害のある方ということなんです、例えば、町から登録するので要支援者が町からお願いに上がるのかどうか分かりませんが、いろいろ聞きたいことはあると思うんですね。何で1人で避難できないんだという、そういった内容をプライバシーのこともあると思うんですが、その827名の方が今登録してあるということなんです、実際はプライバシーのことがあるので、私は嫌だなんていう人もいるかもしれませ

ん。結構データを調べると、そういう人もかなりいるような感じなんですが、当町ではいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、議員おっしゃるとおり、自発的にそういったものを申告しないで、言い方とすれば、隠していると、そういう方もいらっしゃると思いますけれども、そういうことがないよう今後はその実情をよく把握できるようにしたいというふうに考えています。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 個別避難計画が策定ができて、ただ、そういう計画書だけだと宝の持ち腐れになりますので、それを実行するに当たってはやはりいろいろな防災計画と避難計画とか実際にやってみないと分からないと思うので、ぜひ、そういう計画も防災訓練を併せてお願いしたいなと思っています。

最後に、私も金井の道路の件は当時建設課長だった副町長や建設課に何度も足を運び、拡張のお願いをしてきました。

また、今月には地権者との説明があるということで、お聞きしております。工事が遅れないことを願い、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金井地内の町道1126号線の改良工事につきましては、もうこれ要望が出てから大変な年月が経っております。地域の地権者の状況等のことで、こうやって遅れてきたということでもあります。

今後は地域の皆さんの合意形成というものもしっかり取って、防災の点からもこの改良工事はしなくてはならないという工事でございますので、しっかりと取り組んで改良工事を完成させるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、里見武男議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、9番、重野能之議員。

9番、重野議員。

（9番 重野能之君 登壇）

○9番（重野能之君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の項目としまして、ヤングケアラーと子供支援について、質問をさせていただきます。

1点目としまして、大人が担うような家族の介護や世話をする18歳未満の子供がいて、ヤングケアラーとして、今、新たな社会問題となっています。子供たちの声なき声に耳を傾け、その思いに応える政治が求められています。

子供が家族の世話や家事を行うという一見すばらしい模範として、よき面だけが取り上げられてきましたが、実際の子供たちには時として大きな負担と孤独と孤立が強いられていることもあります。

国は2020年から中・高2年生、小学6年生を対象に二度の調査を行っております。いわゆるヤングケアラーと言える子供は小学生6.5%、約15人に1人、中学生5.7%、約17人に1人、高校生4.1%、約24人に1人でありました。

国もヤングケアラー支援のためのマニュアルを公表しておりますが、当町における現状について、どのように認識しているでしょうか。

2点目としまして、ヤングケアラーと思われる子供がいる場合の支援策として、現状どのようなものがあるでしょうか。お聞かせください。

3点目として、2022年5月22日の上毛新聞の報道では埼玉県入間市ではヤングケアラーに特化した条例案を6月議会に提案するとも伝えられております。

また、高崎市や渋川市もヤングケアラー支援に動き出していることも報じられております。現実の問題として、ヤングケアラーとなっている子供たちは、なかなか周囲にそのことを相談し、話すことができずにいる実態も問題となっています。

今後の様々なケースを想定した町の取組として考えられることや課題をお聞かせください。

4点目としまして、町長の4期目の任期がスタートとして数か月がたちます。安心・安全なまちをつくるための町民の方々の期待は非常に大きいです。改めて、未来の社会を背負って立つ私たちの大切な宝である子供たちへの支援、応援策についての町長の考えと決意をお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の当町におけるヤングケアラーの現状について、どのように認識しているかについてでございますが、ヤングケアラーは法律上の定義はございませんが、議員のご質問にもありましたとおり、一般的に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこととされております。

ヤングケアラーは子供としての自分の時間と引換えに家事や家族の世話をしていることが多く、そのため、学業や友人関係、就職や健康面などに影響が出る可能性も強く指摘されており、非常に根深い社会問題であると認識をいたしております。

町の現状といたしましては、ひとり親家庭の中学生が、保護者が夜勤をするときなどに小さな兄弟の世話をしているという数件の事例は把握をいたしておりますが、中学校卒業以降の年齢層の実態把握調査等は特に行っておりません。

2点目の支援策としてどのようなものがあるかについてでございますが、ヤングケアラーという呼称自体が浸透していないこともあり、まず、その意味の理解と周知が最優先と考えております。

それには教育現場の協力が不可欠であります。

これまでもヤングケアラーと見受けられる事例もございましたが、その理由や家庭状況は複雑多岐にわたります。スクールカウンセラーや保健師などの努力により、具体的に原因が割り出せれば、適切な支援につなぐよう活動をしているところでございます。

何より大事なことは該当者が自分の置かれた状況を認識し、本心からの悩みや問題を自ら話してくれることとあります。声を上げられる環境づくりとその声に耳を傾け、心に寄り添うことを一番大切な支援と位置づけております。

3点目の町の取組として考えられることや課題についてでございますが、最も大きな課題はヤングケアラーが家庭内のデリケートな問題であるがゆえに本当に支援が必要な場合であっても表面化しにくいこととございます。子供たちが勇気を持って、自分のことや家庭の事情を周りの大人に話してくれれば、介護、医療、障害、教育分野などが連携したサポート体制をとることもできますので、安心して相談できる環境が身の回りにあることを今まで以上に広く周知していきたいと思っております。

また、子供たちにとって、一番身近で信頼関係が築かれている大人は学校の先生方やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職の先生方だと思っております。

すので、より細かく丁寧に子供たちの変化にも一層注意を払っていただき、一人一人の心に寄り添った対応をお願いしてまいります。

仮に、ヤングケアラーが疑われるような事例が確認された場合には、その情報を学校内部にとどめるのではなく、速やかに教育委員会や保健センター、民生委員などとも共有していただき、一人で頑張り続けなくても、誰かに頼っていいことを伝え、行政を中心に周りの大人たちが迅速に温かい手を差し伸べられるよう、町全体でヤングケアラーに対する認知度を高めながら対応をしてまいります。

4点目の子供たちへの支援、応援策についての考えと決意についてでございますが、数ある子育て支援策の中でも直接子供につながるものとしては、小・中学校の入学祝金、給食費の無料化、漢検、英検の検定料補助、18歳までの医療費無料化、育英貸与金などがございます。

本年4月から外国語教育コーディネーター事業を始めました。幼児期から積極的に英語に親しむ機会をつくり、その後の外国語教育をサポートする活動を展開してまいります。

また、保健師、主任児童委員、児童相談所、教育委員会、警察署などから構成する要保護児童対策協議会では、子供を守る地域ネットワークの機能の強化を図っています。

虐待など問題が発生すれば、即時に関係者で協議、連携し、現場対応をしております。

いずれにいたしましても、地域共生社会の理念の下、子供をはじめ、高齢者や障害のある人など全ての人々を包括的に支援する体制を整備して、安心して健やかに地域で暮らし続けられる町づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ご答弁ありがとうございました。

全て答弁の中に再質問をする必要もないぐらい町の取組やまたそういった実際に起きたときの体制について、また、町長の強い決意を聞かせていただきました。

今回、ヤングケアラーということで、自分も全て現場を知っているわけじゃないんですが、こういった分野に非常に熱心に取り組んでおられる先輩の青柳議員に勉強させていただいたり自分もして、やはり先ほど答弁の中にありましたように、なかなか表面化しにくいことが課題だということで町長が答弁をしていただきました。

青柳議員から教えていただきまして、町内にももう成人になっているぐらいの若い方なん

ですが、その方も幼い頃、小学、中学からそういった今でいうヤングケアラーのような思いを経験をしてきて、その当時に自分はそれが大変だとか、人に助けを求めたいとか、本当は大変だったんですけれども、自分がそういう環境にあるということを認識せずに大変なのが当たり前、自分はその中でやっていくのが普通なんだという、そういった自分が大変だとか認識すらなかなか持てずに、成人になってみて、こういうことだったんだな。もう少し早く一人悩まずに相談をすればよかったのかなと、そういった実際の人がいるんだということで、青柳議員から教えていただきました。

まさに、先ほど答弁にもありましたように、安心して子供たちが相談できる体制、正に現場の先生やスクールカウンセラーの方々、この方々にさらに力を発揮していただいて、子供たちの支援を応援をしていただきたいというふうに思っております。

高崎市でもいろんな取組があると、上毛新聞で報道されております。その中には高崎市の市長が高崎の子供は高崎が守るんだと強い信念でヤングケアラーの支援をしたいということで、力を込めてということで、上毛新聞に報道されて、その強い言葉が掲載をされておりました。

先ほど町長の答弁にありましたように、正に当町の子育て支援というのは本当に他の市町村に先駆けた一歩前を行っている手厚い子育て支援が実際に制度化されているということで、素晴らしい本当に大変ないいことだというふうに思っております。

現場でも実際に感謝をして喜んでいるお母さんやお父さんが本当にいます。

そういった中で今後はさらに子供たちの声なき声に耳を傾けた、そういった声を聞いて、吸い上げて政策に反映し、東吾妻の子供たちを守る、さらに守る強い体制をつくっていくべきだというふうに考えております。

4期目の中澤町政がスタートしました。そこら辺の未来の子供たちへの支援、応援を含めて改めて町長の当町の未来に向けたいい町をつくると、その決意を改めてお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子供たちは町の宝でありますので、これからも町として、子供たちにできる限りの支援、応援をしてまいりたいと思います。そして、安心して、この町で健やかに暮らしていけるよう、これからもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（須崎幸一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開を10時55分といたします。

(午前10時44分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前10時55分)

◇ 高橋徳樹君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

6番、高橋徳樹議員。

(6番 高橋徳樹君 登壇)

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして、町長に質問させていただきます。

地域支援を生かした町の活性化ということで、今回は歴史・文化財の保存と継承ということでございます。

ちょっと長いですがけれども、すみません。

文化財とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、文化財保護法により保存されております。

同法は昭和25年に施行されましたが、平成30年6月に法律の一部が改正されました。改正の骨子としましては、過疎化、少子高齢化などを背景とする文化財の滅失、散逸等のおそれに対し、市町村を巻き込んで保存と継承を強化すること。

②地域の住民や民間団体の協力を得ながら、地域社会全体で計画を推進しようというものです。当町におきましても総合計画において、教育、文化関連の文化財の整備を進めておりますが、今後、この貴重な文化財が無造作に失うことがないように、きめ細かい調査研究や保存・保護及び将来へ継承することが地域づくりにとって重要であり、その視点からお伺いいたします。

4期目での行政マニフェストの1つに教育環境を向上させ、歴史遺産の保全を図り、文化の香り高い町づくりが示されております。任期中にどのような施策を展開されていくお考えでしょうか。

2年前の一般質問では当町の埋もれた文化財の掘り起こしや保存、維持、関心を高めるための施策等をお聞きする中で幾つか検討項目が示されました。文化財の異状があれば、その都度状況を確認し、対処する仕組み。

②町文化財保存活用地域計画作成に当たっては「県文化保存活用大綱」に基づき、町民、支援団体、学識経験者、町関連団体等の協力体制を構築していくことが要である。

③町全体の未指定の文化財の把握や活用推進等ですが、その後の検討状況、成果、進展具合はいかがですか。

次に、全国市町村での地域づくりで再生に成功した地域は歴史文化を生かした活動が多いと言われております。当町でも吾妻峡、岩櫃城周辺を取り巻く事業は住民に改めて資源価値を知ってもらう意義深いものと考えます。

また、今定例会では岩櫃城保存活用計画策定委員会の条例が可決され、さらに新しい展開が期待できます。

その関連で、最近、養蚕の分野に詳しい前橋市民の方より当町で残すべき貴重な歴史的建造物が存在するとの情報をいただきました。

それは郷原駅近くの元群馬県議会議長菅谷勘三郎さん宅にある土質式、すみません、通告書のこのところはワープロミスで大きな間違いですけれども、繭ではなくて、さなぎです。殺蛹乾燥装置、写真等おつけした倉庫でございます、玄関にある碓氷社組合章、屋根に付随するうだつ等でございます。

母屋は大分朽ちておりますが、歴史的な価値はあるものと考えられますので、精査し、保存に向けて検討してみたいはいかがでしょうか。

次に、文化財保存修理費用には様々な国庫補助金、県費補助金があります。

特に、伝統的建造物群保存地区整備に当たっては、文化庁の「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助」等があり、該当地域では史跡等の保存上の必要な復旧工事等活用しておりますので、当町でも今後大いに参考にして施策展開されてはいかがでしょうか。

最後に、総合計画基本目標6の町史編さん事業でございますが、一般的に町史づくりは基本方針、期間、編さん体制、発刊形態、資料収集等々検討項目が多く、相当年数がかかると言われております。

当町ではどのように進めていかれるのか、基本的な考え方をお伺いします。

住民の方からは東吾妻町が誕生して20周年となる令和8年、2026年を目途にこれまでの歩みを振り返り、取りまとめてみてはどうかとの声もあります。町の古い歴史を知る住民の方も少なくなっていく中であって、再検証していくにはあまり時間もありませんので、まずは町史編さん委員会を立ち上げて、作業を進めてはいかがですか。

以上です。

続いての質問は自席にて、行いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めの任期中にどのような施策を展開されていくかについてでございますが、高橋議員のご質問に関係するところでは、教育環境に力を入れ、文化の香り高い町への取組みとして、文化財の保存や調査、活用に努めてまいります。

本定例会では岩櫃城跡保存活用計画策定委員会条例をご議決をしていただきました。国指定史跡、岩櫃城跡につきましては、今後未来に向けた保存方法、調査方法、整備方法、活用方法などの指針となる保存活用計画を作成し、具体的な調査を踏まえて、整備活用事業を進めてまいります。

2項目めの1点目、3点目、2年前の文化財保護に関する一般質問についての町内文化財の異常がある場合の対処についてでございますが、指定文化財につきましては、状況把握ができるように努めております。

未指定の文化財の把握は関係する地域からの情報提供に頼る部分が多い現状は変わりませんが、相対的な把握作業は計画を立てて行う必要があり、今後も検討を進めます。

現在2階のロビーで文化財ミニ展示を行っております。町広報誌には町内文化財の紹介をするページをいただき、町内の文化財に興味を持ってもらうように努めております。

2項目め、2点目の町文化財活用計画の作成についてですが、令和元年に文化財保存活用地域計画の策定が可能となりました。現在は県の大綱の内容を十分把握して、地域計画策定にどのように取り組んでいくか、地域の文化財の把握に向けた課題の掘り起こしなど検討を行っております。

3項目めの町内の歴史的建造物の活用についてですが、ご紹介をいただいた建造物に限ら

ず、町内にどれだけの歴史的建造物に当たるものがあるのかは把握できておりません。そのため、建造物の悉皆的な把握が必要となります。現在、奈良文化財研究所や東京大学、横浜国立大学が群馬県吾妻郡民家調査を町内でも行っております。

そのような調査結果や地域の方からの情報を踏まえて、さらに町が行う建造物調査が必要か検討をしてみたいです。

建造物そのものを保存するには調査をして、建造物の価値を見極めることも必要となります。

まずは把握することと考えておりますし、文化財活用地域計画の作成にもつながるものにもなります。

4項目めの文化財保存修理費用についての補助に関する質問ですが、議員が上げられた補助金は国や県など指定もしくは登録された建造物に対して活用できる補助金となります。活用するには県や国の指定文化財となるように進める必要があるため、実質的には補助金の活用は困難でございます。

国指定史跡岩櫃城跡は活用できる補助金がありますので、保存活用計画を策定し、事業実施の指定を定め、適切な補助事業として認めてもらい、町財政の負担軽減を図りながら保存活用事業を進めてまいります。

5項目め、町総合計画基本目標6の町史編さん事業でございますが、町史編さんは文化財に限るものではございません。行政、産業、農林、建設などあらゆる分野が関係するために、町史編さんを進めることになりましたら、議員のご提案のように町史編さん委員会、名称はともかくといたしますけれども、町史編さん委員会を組織して進めることになるかと考えています。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

町長が基本的な教育の文化の香りの高い町づくりということで、いろいろお話された件につきまして私も同じような考えを持っている者ですけれども、これからまた、いろんな計画をつくるに当たって、様々な今、奈良文化財研究所とかいろいろなところで動いていますので、その辺のところ、また、これからお話する情報等もまた管理していただければなと思っています。

皆さんにお配りした写真なんですけれども、議員の皆様にはパソコンに入っております。

これ、前橋の群馬県庁にて、養蚕の分野に明るい方、詳しい方が私のところに連絡がありました。灯台下暗しというか私も郷原に5年いて知らなかったんですけれども、その1番目の郷原の辻地区の殺蛹乾燥装置につきましては、近所から生繭を集めて、下で火を燃して、乾燥させてさなぎを殺して、母屋のほうに乾燥したものを持ってということで、高崎の県立日本絹の里の関係者もあまり知らなかったということのかなり貴重な珍しいものだそうでございます。

かなり個人の住宅であるというケースは残っているものが非常に少ないと、かなり傷んできております。近所の住宅にもあったようでございますが、ほかの住宅を造るということで、取り壊してしまったということは聞いております。

それから、菅谷勘三郎さんという方でございますけれども、町長、この方をご存じですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 知っております。

県議会議員を戦前、戦中に6期ですか、戦後公職追放を受けましたけれども、1期県政への復帰を果たした方で議長も務めておる方でございます。

郷原の神社の入り口のところに大きな碑が建っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

私も名前を知って、今回、いろいろ岩島村誌とか調べました。

今、町長がおっしゃたように、吾妻郡で最初に県会議長になった方だそうでした、7期の県会議員をやられていて、様々な事業をされていたということで、酒造りもやられていたり、様々な養蚕の仕事とか幅広くやっていたようでした、この住宅の写真をつけましたけれども、うだつというこの屋根も非常に貴重で珍しいものだということでございまして、これうだつがいろんなものがあるんですけれども、火事を防ぐための防火の役割ということもあるんですけれども、基本的には商売の大きくやっている方については、こういったものを造って威厳を示すような建築みたいなこともあるようでございます。

それから、このかなり勘三郎さんのところ荒れているんですけれども、玄関先にある碓氷社の記章ですか、私も養蚕の詳しい方によりますと、非常に貴重なものであります。

この碓氷社というのは明治11年に生産組合といいますか、農家の方の組合で安中でできたものなんですけれども、町長、この碓氷社ご存じですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 聞いたことはありますけれども、深くは存じておりません。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 富岡の製糸がなる前かなり農家の自分で主導でやるための組合ということで、当時は最初に2,000人ぐらいの組合員が集まって始まったようでして、かなり埼玉ほかの県まで広がって、養蚕の生産組合としては画期的な組合で、これもこの郷原に養蚕の残っているということで、非常に貴重なものかなというふうに思っています。

先ほど、このいろんな国の予算のことをお聞きしましたけれども、文化庁の予算につきましては、ちょっと調べたんですけれども、中之条の六合村の赤岩地区ですか、あそこはこのような予算を使って、活用しているというふうに聞いていますけれども、ぜひそういったものを今後研究していただければなというふうに思っておりますけれども、町長いかがですか。

要するに、そういったことの予算を活用していただければなと思っているんですけれども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、活用できる国・県の事業補助金等がございましたら、そういうものは積極的に活用して、町の文化財というものの整備を進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 最近、今月号の広報紙、先月号もそうですけれども、教育委員会の社会教育課のほうの吉田職員を中心にかなり歴史的な未指定の古墳の状況ですとか、平成25年にできた岩櫃フォーラム等々、いろんな記事を書かれていて、非常にこの動きが見えてきていますので、非常にその辺は強く感じておるところでございます。

それで、今後、こうした今日、私の聞いた情報で、郷原という地区、たまたま聞いたところなんですけど、岩櫃の関連ということで活用推進ということで、今回はこういった情報を皆さんにまず知ってもらって、それから私もただこの古い建物を残すということだけじゃなくて、これをいかに活用していくかということが、また、それで地域の方に知っていただいて、感動してもらったり、共有してもらったりする中で、それを伝えていただければなということで、今回、いただいた情報をちょっと皆さんにお知らせした次第でございます。

今後、大きく観光ということと、また、子供たちの社会教育ということで、ぜひこういう歴史的な遺産をもう一度見直して、また、たまたま今回のこの地区なんですけれども、多分ほかの地区にもこのようななかなか身近にありながら、皆さん意外と知らないものがあるん

じゃないかなと思いますので、ぜひ、地域といいますか、町の住民の方にそういったような意識といいますか、機運を盛り上げるような動きを今もいろいろな方法でやっていますけれども、これ以上またそういった動きをお願いしたいなと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町は今、議員がご紹介をされたような文化財、以前から先日、日曜日に埋蔵文化財センターに行きまして、唐堀遺跡の状況についての講演を聴かせていただきました。非常に珍しい貴重なものが出てきたということであります。

遮光器土偶をはじめ、赤い色の残った耳飾り、あとはトチの実を食べるために水をさらしてやるための水場遺構が出てきたということでありまして、また、そこには2メートル近い栗の木を加工したUの字がギザギザと掘られた柱のようなものが出てきて、それは果たして何に使われたものだろうか、発掘した人もちょっと今研究中で、そういった栗の木の埋蔵品が出たというのは、全国で3つ目だということなんです、非常に貴重なものだというふうに思います。

そういった縄文期からの非常に貴重なものが我が町にはあるわけですので、当然こういうものを残していくべきものはしっかり残していかなければならないというふうに考えております。

また、そういったものを多くの人にご覧をいただいて、またいろいろな歴史にその気持ちを巡らせていくということもよいことではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町の一つの大きな財産というふうに考えておりますので、今後も国や県の事業等も活用しながら、できる限り保存等に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

たまたま今回、ぜひこの菅谷勘三郎さんの周辺のところ、どのような価値があるかということを見直していただくとともに、一連の岩櫃の関係ですと、様々なあざみの会ですとか、いろんな会がいろいろ活発な活動をしていく中で、また岩島の麻の活用の仕方もいろいろとあろうかと思っておりますので、あの一帯のいろいろな活動に向けても可能性あるのかなというふうに思っているところでございます。

それで、実は群馬県がかなり養蚕の関係の復活といいますか、力を入れているような感じ

を受けていまして、その一連の関係で、今日の新聞で、昨日ですか、J Rも若手目線で沿線を活性化したいということで、高崎線の場合はS I L K Q U E S T、絹の運搬の重要な役割を果たしているところへ目線をそこに置いて、また復活させよう。

また、吾妻線については、今回はA iプロジェクト、そんなんあったん!?吾妻線というようなことで、いろいろと沿線も今後ますますいろんな面で力を入れていますので、この東吾妻町のこのJ Rの駅の沿線の活用といたしますか、可能性がますますいろいろ増えてくるのではないかと考えているんですけども、町長、その辺の可能性をどうお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻線は東吾妻町は4駅あります。群馬原町、郷原、矢倉、岩島、こうやって吾妻線の歴史というものも非常に貴重なものがあるかと思えます。駅ごとに周辺を見れば、非常に貴重な文化財などもあるわけでございますので、そういった目で見ると、これからはJ Rを利用して、そして、この町に来ていただいて、そして我が町の文化財、歴史等も知っていただくということも必要かと思っております。

あざみの会さんが一生懸命長年にわたって、活動をいただいております。そういったことは非常にありがたく思っております。

そういったことを続けながら、東吾妻町の歴史文化財というものを大いにP Rをして、そして、皆様に来ていただいて、そして、大いに感動していただくと、そういうような取組を今後もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 個人的には養蚕というのは、すごくこれから可能性があるのかなというふうに思っている一人でございます。昨日の新聞には甘楽町では桑の実を使った様々な体験農園だとかやったりしています。

絹の産業ということで、吾妻はやっぱり養蚕について非常にいろんな歴史が眠っているところでもありますので、また、それを産業育成ということで、改めて、そういった面でその新しい産業、前にかなりあったものですけども、養蚕みたいな、再見直しみたいなところは興味があるものなんですけれども、町長はその辺何かお考えありますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私のうちは養蚕はかつては大がかりにやっていたうちでありまして、実は私のおばあさんは前橋の田口から来ました。種屋さんから嫁いできたものですから、養

蚕をしっかり一生懸命やっけていまして、子供のころから養蚕の状況というのはよく知っておるわけでごいまして、ですから、今住んでいるうちも絹産業遺産に住んでいるようなものでございまして、非常にそういったことで、養蚕というものをしっかり頭の中には焼き付いているわけでごいまして。

これから養蚕を大がかりにするということはなかなか難しいというふうに思っております。

しかし、その歴史というものを、また再現してみるのもいいのかなというふうには思っております。

今日、議員がご紹介をいただきましたこういったものも参考にしながら、これから、町の一つの遺産として取り組んでいくということもできるかというふうに思っております。

以上であります。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

おばあさんの種屋のうち、私見に行ったことがあります。非常に大きなうちで、あそこで非常に大規模にやっていたという話をお聞きしました。

それで、町史についてなんですけれども、本当に文化財審議会等々あって、そこでいろいろ詰めたり、いろいろ調整しているんだというふうに思いますけれども、かなり本当に資料もそうですし、歴史とか様々な分野で分かる方が高齢になられたりして、少なくなっていますので、そういったこともお願いできればと思います。

それから、町史を一応見たんですけれども、昭和46年ぐらいまでの情報ということで、その後は余り整理されていないということと、原町の町史の場合は作った方が個人でありますので、原町の地区のある方によれば、どうしても個人名で編さんするとすると、どうしてもやや偏るといいますか、あれもあるので、今後もし、そういう編さんの動きを進めていく場合には団体といえますか、そういった皆さん、いろんな知恵を出し合ってということで、かなり少人数ではなくて、偏りのないいろんな分野からいろいろな切り口で町史をまとめていくということで、非常に本当に大変な仕事のごいまして。

中之条の町史を取りまとめにタッチした方にお聞きしたんですけれども、六合村の町史をまとめる際に当たっては8割ぐらいもう完成して、その残りのところで、何か3年か4年ぐらいかかっているぐらい、非常に綿密に調べなければいけなかったり、本当に大変な仕事のごいまして。

ですから、なおさら早めにといいますか、そういった町長、お考えありましたら、やはり

そういったグループといいますか、そういったこともぜひ今後貴重な資料、どんどんなくなっていく可能性もありますので、それも1つの文化財の推進といいますか、整備になりますので、ぜひ、そういった点もお考えして、そういった町史のほうについての取りまとめについても文化財の、同時にいろんな最初話しましたけれども、奈良文化財研究所等いろんな動きが見えますので、いろんな資料をそういった方の収集した資料等も活用して、一刻も資料を失わないようにということで思いますけれども、町長、その辺はいかがお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町史ということでございます。東吾妻町が誕生して、まだ20年たっていないということですので、しかし、材料というものは漏らさぬようにとどめて、ストックしておかなければならないということ。また、編さんをする人材をしっかりと集めておかないといけないということもありますので、そういったことは着実に徐々にしっかりと準備をしていかなければならないというふうに思っております。

また、合併以前の各旧町村の資料、歴史につきましても、まだ、今議員がおっしゃっているように昭和46年ぐらいまでしか作っていないということですので、そういうものも含めて、各地区から歴史に詳しい人材、優秀な人材を集めておいて、そして、そういった資料を集めるということはしておかなければならないというふうに思っております。

そういった積み上げをいつ町史として編さんするかというのは、今後の課題だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 高橋議員に申し上げます。

高橋議員の発言残時間が1分4秒でございます。その発言、残り時間の範囲の中で質問を終わらせるようお願いをいたします。

6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

編さんにつきましては、いろいろやっている方にお聞きしましたが、具体的には核になって学識経験者みたいな方がいればということで、聞いたら何かいろいろ活躍されている先生がおられるそうです。

県立女子大の築瀬助教授がいろんな地区の、玉村ですとか、そういった編さんを携わっているということをお聞きしました。今後その人材のこれから探していくという話ですので、ぜひそういった先生にも、もしコンタクトも取られたらいいのかなと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員の町史編さんに関する非常に熱い思いを語っていただきましたので、今後、着実に編さんに向けて進んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例に付された事件は全て終了いたしました。

従って、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和4年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日に開会をされました今期定例会におきましては、税条例の一部を改正する条例など専決処分の承認2件、人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件3件、報告案件3件、東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてなど条例関係7件、令和4年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係4件、工事請負契約の締結についてなどその他2件、合わせて21件を提案させていただき、全て原案どおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議の中で、議員の皆様が多岐にわたるご意見等を真摯に受け止め、今後の町政の執行の中で生かしていく所存でございます。

終わりに議員の皆様方には公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興発展のために今後ますますご活躍いただきますよう、お願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和4年第2回定例会は、6月6日から本日まで10日間にわたり開催され、執行部提案の専決処分の承認2件、人事案件3件、報告3件、条例関係7件、補正予算4件、その他2件に加え、陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただいたほか、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、議会では町の重要課題への対策、調査のため、新たな特別委員会を設置しました。

また、町政一般質問には8人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただき

ました執行部の皆様に心より御礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思ひます。事務執行に当たり、それらが十分生かされることを期待しております。

なお、選挙管理委員及び補充員選挙で当選人となられた8名の皆様には当選告知書をご自宅までお届けし、全員の方から議長宛に当選承諾書をご提出いただくことができましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新たな発症者は縮小傾向にありますが、今後につきましても感染防止のため、新しい生活様式を踏まえた行動が求められると思ひます。

これから暑い日々が訪れますが、日常生活と感染防止の両立が必要となります。

新型コロナウイルスとの闘いは終息まで続きますが、協力しながら乗り切っていければと思ひます。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和4年第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時37分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 渡 一 美

署 名 議 員 樹 下 啓 示

署 名 議 員 青 柳 はるみ